

2 令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 再検討要請

整理番号	24	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	○	提案区分	B 地方に対する規制緩和
(管理番号	24)			提案分野	02_農業・農地

提案事項(事項名)

水田活用の直接支払交付金及び関連事業に係る報告方法の見直し

提案団体

青森県

制度の所管・関係府省

農林水産省

求める措置の具体的内容

水田活用の直接支払交付金及び関連事業に係る報告方法について、報告事務が効率化できるよう改善を求める。

具体的な支障事例

【支障事例】

本交付金及び関連事業について、畑地化促進事業に係る要望調査や、交付要件に係る根拠資料の確認、交付申請者への取下げ意思の確認等の国からの照会(当県においては年間約 20 件)等に係る各種報告は、地域農業再生協議会から県に対して行われ、県が取りまとめの上、地方農政局県拠点へ報告することとなっているが、国からの確認・修正の指示があった場合、様式(Excel ファイル)によっては、地域ごとに分割する必要があるほか、地域からの修正報告を再度取りまとめる必要があり、これらの作業に多大な労力を要している。

また、県を経由せず、直接地域から国に対して修正等が行われ、県に対するフィードバックがないこともあり、その内容に基づいた関連報告を行う際に、支障をきたす場合がある。

多くの報告がタイトなスケジュールで行われる中、地域からの報告内容を確認・取りまとめ、再確認・修正が必要となった場合の地域への差戻し、再確認・取りまとめが繰り返されるため、改善を求める。

なお、交付申請及び実績報告等についてはeMAFF(農林水産省共通申請サービス)においてオンライン手続きが可能だが、要望調査やその他照会についてはeMAFFによる手続きの対象となっていない。

【支障の解決策】

水田活用の直接支払交付金等に係る要望調査やその他の国からの照会について、eMAFFでの手続きを可能とする、または新たに国・県・地域協議会ごとに権限を与えたクラウドシステムを構築するなどし、県における取りまとめ、分割作業を軽減するとともに、県を経由せずに修正が行われた場合も、県が最終的な内容を確認できるようにすることを求める。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

市町村、県ともに業務の効率化、住民サービスの向上につながる。

根拠法令等

経営所得安定対策等実施要綱

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

宮城県、秋田県、茨城県、千葉県、東温市、熊本市

—

各府省からの第1次回答

畑地化促進事業は、都道府県を経由して要望調査を行い、必要に応じて報告内容の修正等を依頼しており、作成時の入力ミス等の防止や確認作業の軽減を図るため、従来より様式（Excel ファイル）内にエラーチェック機能を付すなど対策を講じてきたところ、さらなる事務負担の軽減・簡素化の視点から、経営所得安定対策等実施要綱に定める申請様式の見直し等の改善を検討する。

また、修正報告に当たっては、都道府県を経由するなどの改善を検討する。

併せて、次年度以降の畑地化促進事業に係る報告期限等について、余裕をもったスケジュールとなるよう改善を検討する。

なお、eMAFF（農林水産省共通申請サービス）を活用した水田活用直接支払交付金等の手続のオンライン化については、現在、eMAFFシステムを改善したシステムの稼働を検討しているところであるため、現行eMAFFに要望調査やその他照会などに係る新たな機能を追加することは難しく、また、新たなクラウドシステムの構築についても、多額の予算を要することから対応は難しいと考えているが、上述の見直しを進め、都道府県における作業の負担軽減に向けた改善を行う。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

本年度の畑地化促進事業では、早い段階での要望調査の実施や、統一したエクセル様式での取りまとめが可能となっている点について、作業負担軽減が図られていると感じる。また、取りまとめに当たっては、必ず県を経由することで、間違っている箇所を早期に把握し、市町村に対して修正依頼をすることができている。

昨年度は、予算の関係上、畑地化促進事業の配分が2回に分けて行われたことから、産地交付金の所要額を正確に把握することが困難であったが、今年度のように1回の配分であれば、秋頃には所要額を把握することができ、支払に向けた事務を計画的に実施することができるため、今後も同様の進め方を求めたい。

なお、エクセル様式の入力に当たっては、入力項目が多岐にわたっており、市町村側で入力式の上書き修正が可能な状態となっているため、間違いを防止するための改善が必要と考える。

また、畑地化促進事業に係るスケジュールについては、5月頃から6月末の営農計画書提出時期に、各種書類の提出時期が重なっており、市町村によっては、現地確認等により不在となることが多いことから、修正・確認が容易にできるよう、検討されているeMAFF（農林水産省共通申請サービス）を改善したシステムにおいて、要望調査や各種報告等の手続をオンライン化するとともに、当該システム稼働までの間は、現行のeMAFFでの手続が可能となるよう継続して求める。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

行政手続のオンライン化やデジタル基盤の統一化・共通化などにより、デジタル技術の活用による住民へのサービスの向上・負担軽減や地方公共団体の業務の効率化・高度化が図られるよう、提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 再検討要請

整理番号	33	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	○	提案区分	B 地方に対する規制緩和
(管理番号	33)			提案分野	01_土地利用(農地除く)

提案事項(事項名)

「森林クラウドシステムに関わる情報セキュリティガイドライン」の見直し

提案団体

福井市、福井県

制度の所管・関係府省

農林水産省

求める措置の具体的内容

森林クラウドシステム上において地番等の情報公開が可能となるよう「森林クラウドシステムに関わる情報セキュリティガイドライン」の見直しを求める。

具体的な支障事例

【現状】
林野庁 HP 上で公開されているセキュリティガイドラインに従うと、都道府県が運営する森林クラウドシステム上で、地番等を公開できず、林地の位置情報を確認することができない。
森林経営管理制度では、自治体が林業経営者に手入れの行き届いていない森林の管理(間伐など)を委託するにあたり、地図上で林地の位置情報を示す必要がある。
一方で、「森林クラウドシステム」(林野庁が導入を促進する林地情報オープンデータ)には、地番情報が記載できず、林地の区域を示す図面として活用できない。
そのため、登記事項証明書や森林計画図などを参考としているが、取得の手間が生じている。

【支障事例】
地番等が個人情報に該当することで、システムを地図情報として活用できていない。
林野庁は森林資源情報のデジタル化を推進するため、全国で「森林クラウドシステム」の導入を進めているが、「森林クラウドシステムに関わる情報セキュリティガイドライン」にて、地番等は個人情報に該当するとされており、公開することができず、地図情報の活用の支障となっている。
なお、地番等とは、地番、大字、字、林相、面積、「在村・不在村」、区割り図(他の土地との境界位置を示すもの)を見込んでいる。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

森林クラウドシステムにて、地番等の情報が公開されることで、森林経営管理を行うにあたっての情報収集の利便性が向上し、同システムを最大限活用することが可能となる。

根拠法令等

森林クラウドシステムに関わる情報セキュリティガイドライン

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

滋賀県

○森林クラウドシステムへの地番情報の掲載は適切な森林経営管理を実施するに当たり必要なことと考える。林野庁におかれても地番情報を含めた森林情報のオープンデータ化に関する検討を進めていただいているが、検討が完了した暁には森林クラウドに関する情報セキュリティガイドラインについても内容の整合を取っていただくことで個人および個人関連情報の適正な利用につながると考える。

各府省からの第１次回答

地方公共団体が保有する地番等の情報については、当該地方公共団体において他の情報と容易に照合ができ、それにより特定の個人を識別できる場合には、「個人情報の保護に関する法律」の下では個人情報に該当することとなるが、同法の規定に基づき、個人情報の利用目的の一つとして当該情報を公開することを明らかにした個人情報ファイル簿を作成・公表することにより、公開することが可能であると考えられる。

ご指摘の「森林クラウドシステムに関わる情報セキュリティガイドライン」は、森林クラウドシステムの参考情報として、民間団体である「森林GISフォーラム」が公開しているものであるが、林野庁においては、法の規定等を踏まえ、地番情報を含めた森林情報のオープンデータ化に関する検討を進めているところであり、検討が完了した際には、同ガイドラインについても整合的な内容になるよう更新を働きかけてまいりたい。

各府省からの第１次回答を踏まえた提案団体からの見解

「個人情報ファイル簿を作成・公表することにより、公開することが可能」とのことだが、個人情報保護法第 75 条に規定する個人情報ファイル簿とは、行政機関等が保有している個人情報ファイルについて、そのファイルの名称や利用目的などを体系的に整理することによって、国民に分かりやすく公開することを目的として作成・公表されるものである。そのため、個人情報ファイル簿の作成・公表をもって、当該個人情報を公開して良いとする根拠にはなり得ないものと認識している。

ご教示の通り、「森林クラウドシステムに関わる情報セキュリティガイドライン」は民間団体が公開しているものであることから、同ガイドラインを個人情報公開の根拠にすることは困難であると考えられるため、貴省所管の個別法令及び事務連絡等により、森林クラウドシステムの運用にあたっての地番等の情報公開を可能とする旨の貴省の見解を文書により示していただくことが必要と考える。

当該文書の発出とあわせて、「森林クラウドシステムに関わる情報セキュリティガイドライン」についても速やかに整合的な内容となるよう働きかけをお願いしたい。

各府省からの第１次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。

【全国町村会】

提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 再検討要請

整理番号	67	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	○	提案区分	B 地方に対する規制緩和
(管理番号	67)			提案分野	12_その他

提案事項(事項名)

基幹統計調査の全てのプロセスをオンラインで完結できるようにすること

提案団体

岡山県、山形県、茨城県、中国地方知事会

制度の所管・関係府省

総務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省

求める措置の具体的内容

法定受託事務として地方公共団体が行う基幹統計調査について、紙媒体での調査票の配布を原則廃止し、調査票の配布から回収まで全てのプロセスがオンラインで完結するよう制度全体を見直すとともに、統計調査員による調査は、オンライン回答が困難な調査客体への調査票配布・回収など補完的なものに限定されるよう見直しを図ること。

具体的な支障事例

【現行制度について】
基幹統計調査については、調査客体からのオンライン回答の仕組みは整ってきているが、実際のオンライン回答率は低く、統計調査員は、オンライン回答ができる統計調査を含め、個人情報記載された調査票の配布・回収を行っており、配布から回収まで全てがオンラインとなっていない。
令和2年国勢調査等では、新型コロナウイルスの感染防止の観点から、調査客体と調査員が対面しない調査方法も導入されたが、登録統計調査員の約4割が70代以上となり、担い手が不足するなか、令和7年の国勢調査では、当県においては約10,000人の統計調査員を確保する必要がある。

【支障事例】
現行制度では調査客体への調査票配布や回収は原則統計調査員が行うことになっており、統計調査員の担い手が不足する中、統計調査員への負荷が非常に高くなっている。また、個人情報等が記載された調査客体名簿などの紛失による情報漏洩事案が発生している。

【制度改正の必要性】
昼間不在世帯の増加や統計調査員の担い手不足など統計調査を取り巻く環境が一層厳しさを増す中、統計調査員の業務の負担軽減や個人情報漏洩の防止、回答者の利便性向上を図るため、統計調査のデジタル化を進め、紙による個人情報の取扱いを廃止する必要がある。

【支障の解決策】
基幹統計調査の調査票の配布から回収までの全てのプロセスが最終的にオンラインで完結するよう統計調査制度全体を見直すことで支障が解決すると考える。
原則、国から調査客体にオンライン回答用IDを郵送し、統計調査員の訪問はオンライン回答がない場合等の必要最小限のものとする。
※調査票の配布については、過去、オンライン回答用IDのみを先行配布し、後日全調査客体を訪問し、紙の調査票を配布する方式から、同時配布に見直した経緯があるが、システム整備により、調査員は回答の有無を速やかに把握できるようになり、全調査客体に対する再訪問、回答状況の確認、誤配布・重複回答への対応といった見直し当時の支障は概ね解消されているものと考ええる。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

市町村から、自治会への推薦依頼や公募を行っても統計調査員の確保自体が非常に厳しくなっていると指摘されている。

市町村や統計調査員から、プライバシー意識の高まりや昼間不在世帯の増加により、現行制度での調査実施が非常に困難な状況にあり、抜本的な見直しを求める声が上がっている。

調査客体からは、調査員が何度も訪問するのはやめて欲しいとの声が上がっている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

地方公共団体が行う基幹統計調査の全てのプロセスがオンラインで完結することにより、統計調査員と地方公共団体の業務の効率化及び個人情報漏洩のリスク低減を図ることができる。

オンライン回答は、インターネット環境があれば、いつでもどこでも回答が可能となるため、報告者の負担が軽減される。

調査客体が、調査員と対面することなく、調査関係書類の受領と回答をすることとなり、プライバシー等に配慮した調査環境が実現される。

根拠法令等

統計法第 16 条、統計法施行令別表第一、労働力調査規則、住宅・土地統計調査規則、国勢調査令、国勢調査施行規則、国勢調査の調査区の設定の基準等に関する省令、社会生活基本調査規則、就業構造基本調査規則、小売物価統計調査規則、毎月勤労統計調査規則、経済センサス活動調査規則、令和3年経済センサス-活動調査（甲調査）都道府県事務要領、農林業センサス規則、2025 年農林業センサス実施計画概要、漁業センサス規則、漁業センサス調査ガイドライン

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、山形市、水戸市、ひたちなか市、足利市、さいたま市、所沢市、富士見市、新潟県、山梨県、浜松市、津島市、小牧市、島根県、倉敷市、高松市、宇和島市、八幡浜市、高知県、南国市、福岡市、大野城市、宮崎県、特別区長会

○紙での調査票回答の場合、回答の記入漏れ、記入誤りなどにより、回収後の確認及び補正作業にかなりの業務負担が発生している。オンラインで回答できる世帯であっても紙の調査票が同時配布されているために紙で回答するケースや、オンライン回答と紙の調査票で二重回答されるケース等もある。オンライン回答がなかった世帯（オンライン回答が困難な世帯等）に対し、調査員が訪問する方式への移行等オンラインで完結できる仕組みを検討してほしい。

○オンライン回答用 ID が国から直接送付され、調査員が2度訪問（オンライン回答用の ID の配布及び調査票の配布）をしなくてよい仕組みが構築できるのであれば良いと考える。

○調査員が調査票を配布するため訪問しても、調査客体が在宅していることは共働きの増加などに伴いかなり少なくなっている。その結果、調査員の訪問回数の増加や安全面でもあまり推奨できない夜間訪問などが発生してしまう。調査員の労力の軽減および調査客体の個人情報提供に対する抵抗感を減少させるためにもすべてのプロセスのオンライン化は必要と考える。

○経済センサス基礎調査規則と全国家計構造調査規則による統計調査においても、調査員を担える人材不足による調査員の高齢化及び質の低下、昼間不在世帯の増加、住民のプライバシー保護意識の向上による調査員との対面拒否・苦情等の支障があり、オンラインでの調査完結が必要である。

（具体的内容）

- ・盛夏や夜間における世帯訪問による、調査員の体調不良や防犯面のリスク。
- ・調査員が回答方法別（郵送、回収、オンライン）の対応を理解しきれないことによる調査票の誤配付。
- ・調査客体が調査員による複数回訪問、調査員に聞き取りされることに対して不信感を抱く。
- ・昼間不在宅と空き家の錯誤による調査票の未配付世帯の発生。
- ・集合住宅の玄関先での聞き取りによる、他の居住者へ情報漏洩の恐れ。
- ・調査員に回答内容を確認されることによる、回答者の心理的な負担増加。
- ・世帯数聞き取りのために、調査客体との対面もしくは電話連絡が必須。（調査票が直接郵送されれば不要）
- ・直接、回答内容が送付されることで指導員の調査票確認等の負担も軽減。

・当町における令和2年国勢調査の70歳以上調査員 51.1%

○平成27年国勢調査調査時には、70歳以上の調査員は全体の14%であったが、令和2年調査時には全体の26%になっており、現役世代の調査員担い手の不足が明らかである。

調査時には調査客体を原則訪問する必要があるが、昼間不在世帯や居留守を使う世帯の増加など、調査客体と接触することが難しくなっており、接触できるまで何度も訪問することにより、身体的・心理的負担が大きい。そして、接触時の名前等の情報の聞き取りも、調査客体から疑念を抱かれスムーズに応じられないことにより調査員の心理的負担となっている。また、紙の調査票だと保管場所を厳重にしたり、整理・審査(記入漏れや文字が読みづらい等)に手間がかかるなど不便なことが多い。

オンライン化することにより、調査員の仕事が必要最小限のものとなり、仕事をしながら引き受けてくれる調査員の増加が見込める。また、回答状況がすべてオンラインで確認できるため、保管場所の確保や紙の紛失がなくなる。

○ベテラン調査員が高齢や体調不良を理由に引退していく中、新規調査員の確保に苦慮している。

国勢調査等の規模の大きな調査では規定数の調査員が集まらないのが当たり前になってきており、1人当たりの担当調査区数が増え、担い手への負担が大きくなっている。(そしてそのことが、余計担い手を減らすという悪循環になっている。)

共働きの増加などより若手の調査員の確保は難しく、なんとか確保した調査員も、新規登録の時点で70歳を超えていることも多く、十分な経験を積む前に引退が推奨される年齢に達する。高齢に加え、不慣れとなると調査活動中の事故が増える要因となる。

10年以内には現役調査員の大半が引退となり、調査員による統計調査が立ち行かなくなるという懸念が強い。統計調査員が、あくまで社会貢献活動の域をでないなら、今後若手の確保はさらに困難になっていく。

○「オンライン回答がない場合等に限定して調査員が訪問する」という本提案は、調査をより複雑にし、自治体負担の増大につながる懸念がある。当市でも地域住民の協力を前提とする現行の統計調査員制度は限界に近い状況であり、調査手法や回答方法ではなく、調査の在り方そのものを検討すべきと考える。

○当市においても、登録統計調査員が高齢化し調査員を担っていただける人数が減少している。また、現在は調査対象世帯のライフスタイルも多様化しており、訪問しても不在の世帯が多数あり対面での調査が困難になっている。デジタル化し、調査方法が基本的にオンラインでの回答となることで調査員の負担軽減となるものとする。

○令和2年国勢調査において、当市の調査員約1,300名の約5割弱が70歳以上で、自治会による確保が中心であったが、確保が困難で、登録調査員の一部の方に2～3人分の世帯数を引き受けてもらってようやく実施できたが、次回調査での確保が課題。

○統計調査員の担い手不足に関しては、当市としても課題と認識している。

○当県でも調査員の高齢化に加え、コロナ禍における調査環境の悪化により、統計調査員の担い手が減少し、その確保に苦慮しており、一部の市町村ではほぼすべての調査員を職員で賄っている。高齢化の状況についても、直近の住宅土地統計調査において、調査員の約3割が70歳以上となっており、近い将来、調査員の不足により現在の調査精度を維持できなくなるおそれがある。新規調査員確保のためには、業務内容や報酬の見直しを進め、他の仕事と比較した際に積極的に選ばれるものにしなければならない。

○調査員の担い手不足やオンライン化等により、調査員調査の見直し等の必要性があると考ええる。

○県内の市町村からは、統計調査員確保が難しいとの声が多数聞かれます。また、調査員が戸別訪問しても、不在や居留守、調査拒否が多く、大変厳しい状況である。その中において、訪問を重ねコミュニケーションをとって高い回収率を保っているベテラン調査員は多くいるが、経験の浅い調査員は調査拒否に心が折れ、それが行政担当者へのクレームにつながり、調査員を辞退されるケースも見られる。市町村によっては、周期調査の調査員を確保できず、行政職員が数十名規模で調査にあたるのが常態化しているところがある。

このような状況において、調査員が戸別訪問して調査するという現行制度は、近い将来立ち行かなくなる恐れがある。国において「統計手法の抜本的改革」を検討いただくよう強く求めていきたいと考えており、本提案はそのひとつの手法を提示するもの。

○現在、基幹統計調査に係る調査票配布については、紙媒体の調査票及びオンライン回答用ID等を調査員により配布している。そのため、調査員の業務負担が高くなっており、担い手が不足する要因の一つとなっている。

○統計調査員の高齢化と併せ、個人情報保護意識の高まりや統計調査の意義、必要性が理解しづらいなどによる報告者の協力意識低下から、調査対象との接触困難さが増すなどしており、統計調査の品質確保が難しくなっている。

【労働力調査(令和5年度)における統計調査員の状況】

・調査員 226人中、70歳以上 129人(57.1%)

・平均年齢 67.9歳

【令和2年国勢調査における統計調査員の状況】

- ・当初予定人数 18,096 人、実任命者数 17,217 人(▲879 人)
- ・年齢 70 歳以上 4,646 人(27.0%)
- ・市町職員を調査員に任命 4,344 人(25.2%)

○当市においても、登録統計調査員の約 56%が 70 歳代以上となっており、調査員の高齢化が進行している。令和6年度4月時点で、75 名の調査員の登録があるが、比較的大規模な基幹統計調査においては、登録統計調査員のみで実施することが困難なため、調査の都度、公募による調査員の確保を行っている。登録統計調査員数が減少している現状において、調査書類の配布や回収を調査員が行うことは事務負担となっており、必要な調査員数に満たない状況で基幹統計調査を実施することは、調査書類の紛失等や調査中の事故に繋がるリスクがある。

○提案団体の支障事例と同様、年々調査員の高齢化が進み確保が困難になっていることから、提案団体の意見に賛同する。

○当市においても調査員の高齢化・担い手不足が顕著であり、国勢調査時には市職員が調査員・指導員を担わなければならない状況が続いている。(令和2年国勢調査における調査員等に占める職員の割合:調査員 468 人中 107 人(割合 22.9%)、指導員 79 人中 63 人(割合 79.7%))また、昨今は個人情報の漏えいを心配する声が年々増えてきている嫌いがあり、そのことが回答率の低下を招いている側面は否定できない。提案団体が示すように、まずは国又は自治体側からのオンライン回答用紙の一斉配布、その後にオンライン回答のなかった世帯への調査票の配布・回収とするだけで、調査員の数の削減及び負担軽減に寄与するものとする。また、オンライン回答内容の補正作業についても、国の一括委託事業により外部業者に実施いただくことで、指導員及び自治体の負担軽減に繋がると考えるため、その点もぜひ検討いただきたい。

○基幹統計調査においては、少子高齢化に伴う調査員確保の困難化や、調査関係書類の紛失による個人情報の漏洩発生などにより、調査員調査の制度設計を維持することが年々厳しい状況になっており、円滑な調査に支障が生じる場面も見受けられる。

○当県においても、統計調査員の高齢化・担い手不足に加えて、調査拒否世帯の増加や夏場の高気温等により調査員への負担が増加しており、統計調査員を前提とした調査が限界に近づいている。

各府省からの第 1 次回答

基幹統計調査を始めとした統計調査のオンライン化については、統計法制度の面においてその推進の障害となっているものはないと考えている。公的統計の整備に関する基本的な計画(令和5年3月 28 日閣議決定)においても、e-Surveyの積極的な導入、オンライン回答率の向上、オンライン回答による集計の効率化などオンライン調査を推進しているところ、個々の統計調査の実情に応じて、統計の正確性や回答率の確保等にも配慮しながら進める必要がある。

各基幹統計調査の具体的実情については、以下のとおりとなっている。

・国勢調査、経済センサス-活動調査、住宅・土地統計調査、社会生活基本調査、就業構造基本調査、労働力調査については、全ての調査対象において既にオンライン回答を可能としている。オンライン回答の向上に向けこれまでも調査対象への周知や操作・機能面の改善などに取り組んでおり、今後も更なる取組を行っていく。

なお、各基幹統計調査については、統計委員会の審議も踏まえ調査方法を含め調査の実実施計画を決定しているところ、調査員の事務負担軽減等の観点から、民間委託の更なる拡大の可能性等について、今年度実施する国勢調査や経済センサス-活動調査における試験調査において検証を行うこととしている。

・毎月勤労統計調査については、全ての調査対象事業所がオンライン回答可能となるよう、あらかじめ調査対象事業所に ID・PW を発行し、配布することとした。その結果、令和6年1月調査から全事業所がオンライン回答可能となり、オンライン回答率の上昇に寄与した。

・農林業センサス及び漁業センサスについては、それぞれ 2020 年、2018 年調査から全ての調査対象においてオンライン回答を可能とし、レスポンスデザインの導入等に取り組んでいるが、調査対象の多くが IT に不慣れな者が多い高齢者であること等も踏まえ、調査対象が回答しやすい手法として紙の調査票も配布している。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

(総論)

統計調査のオンライン化については統計法制度の面において推進の障害になっていないとの回答だが、統計調査員は実査(内容説明、調査票配布・回収及び督促等)時に機密書類を携行し、情報漏洩のリスクを抱えたまま調査を行っている。また、国勢調査では、不在の調査対象者に3回日時を変えて訪問することが法定受託事務の処理基準として定められるなど、基幹統計調査の“全てのプロセス”のオンライン化は進んでいない。オンライン回答用 ID のみを郵送し、回答がない場合のみ訪問することを原則とすることについて、各調査において御

検討いただきたい。

本提案の効果は、業務効率化、情報漏洩リスク低減、報告者の負担軽減であり、これらの相乗効果により、統計調査員の負担が軽減され、全国的な課題・負担となっている統計調査員の確保問題を緩和の方向に導くことができると考えている。統計の正確性や回答率の確保等への配慮は必要だが、現行制度のままでは統計調査員の確保が早晚困難になり、調査そのものが立ち行かなくなる恐れがある。

各自治体・統計調査員の負担軽減や資料紛失による情報漏洩リスクの低減につながるよう、タブレットを活用した実査や国からオンライン回答用 ID を郵送するなど、特に実査のあり方を抜本的に見直すとともに、効果のあった見直し内容は他の基幹統計調査にも反映されたい。

（各論）

令和8年経済センサス-活動調査では、回答の原則オンライン化が検討され、統計調査員の負担軽減が見込まれるが、新規事業所への調査票配布や未回答事業所への督促等は統計調査員の業務であり、資料紛失による情報漏洩のリスクは残る。また、オンライン回答事業者の審査は都道府県で行うなど都道府県の負担増が見込まれるため、チェック機能の充実など負担軽減策を講じられたい。

農林業センサス及び漁業センサスも、調査票配布を原則廃止し、オンライン回答が不可能な調査対象者のみコールセンターから調査票を郵送するなど、オンライン回答に誘導する仕組みが必要である。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【ひたちなか市】

基幹統計調査においては、オンライン回答が可能となっているのは承知しているが、紙の調査票やオンライン回答に必要な ID・PW を調査員が各世帯に対し配布している。また、ID・PW の配布間違いによる修正作業も発生しているのが現状である。追加共同提案団体の支障事例にも記載されているが、昼間不在の世帯が多くなり、調査客体への訪問回数が多くなっていることから、調査票の配布から回収、調査票の審査など、すべてのプロセスにおいてオンラインや郵送で完結するような仕組みを構築していただきたい。

【島根県】

関係府省からの1次回答では、調査票のオンライン回答についてしか触れておらず、全く不十分である。

この提案の背景にあるのは、全国各地で統計調査員確保が困難な状況にあり、大量の調査員を雇って戸別訪問する現行制度が限界に来ていることにある。

現行制度では、回答はオンラインでできるものの、調査票配布は調査員が紙の調査票を対面で渡すこととなり、例えばオンライン回答が進んだとしても大量の調査員確保が必要な現状に変わりはない。この配布の見直しが行われなければ問題解決にならないため、再度、この点について見解を求める。

いずれにせよ、調査員確保が限界に来ていることを関係府省は重く受け止められ、真摯に対応されることを要望する。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

行政手続のオンライン化やデジタル基盤の統一化・共通化などにより、デジタル技術の活用による住民へのサービスの向上・負担軽減や地方公共団体の業務の効率化・高度化が図られるよう、提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。

【全国市長会】

調査員・指導員の確保は全国的な課題であり、自治会の加入率低下や人手不足・高齢化等を見据えた調査制度はもとより、郵送等で調査票配布を行う場合も含め、行政記録情報の統計調査利活用に向けた制度の検討・構築を求める意見が寄せられている。

【全国町村会】

提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 再検討要請

整理番号	103	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	○	提案区分	B 地方に対する規制緩和
(管理番号	103)			提案分野	02_農業・農地

提案事項(事項名)

農林水産省共通申請システムを利用した補助金等の要綱・要領の通知及び閲覧について

提案団体

滋賀県

制度の所管・関係府省

農林水産省

求める措置の具体的内容

国・県・市町村・補助金等の申請者が閲覧できるシステム「農林水産省共通申請システム(eMAFF)」を活用し、補助金等の要綱・要領の発出の際には、同システムにて一斉送信するよう求める。
併せて、農業従事者が eMAFF から補助金等を申請する際、同システム上でも補助金等の要綱・要領を閲覧できるようにすることを求める。

具体的な支障事例

現在、補助金等の要綱・要領が施行・改正されるたびに、国→地方農政局→県(→県農業事務所)→市町村の流れでメールで通知が行われているが、メールの受信および送信に相当な時間と労力を要している。
また、農業従事者が申請するにあたり、補助金等の要綱・要領と eMAFF が別のサイトに掲載されているため、複数のサイトを閲覧していただく必要があり、手続きが煩雑となっている。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

最新の補助金等の要綱・要領および新旧対照表データが eMAFF に掲載され、改正の際には自動通知されるようになれば、国からの通知が最短・省力化でき、事務の効率化が図れる。

根拠法令等

農林水産省共通申請システム

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

埼玉県、川崎市、高知県、鹿児島県

—

各府省からの第１次回答

補助金等の要綱・要領の eMAFF への掲載については、農林水産従事者からの要望を踏まえて検討していく。なお、補助金等の要綱・要領の発出に eMAFF を活用することについて、都道府県、市町村における補助金等の審査担当者の全てが eMAFF のアカウントを持っているわけではないので、eMAFF を主とした網羅的な周知は難しいと思われる。

各府省からの第１次回答を踏まえた提案団体からの見解

一点目について、農林水産事業者から補助金等の申請にあたって補助要件や交付要綱等の掲載場所に関する問い合わせを頻繁に受ける。eMAFF を用いた補助金等の要綱・要領の発出が実現することで、農林水産事業者としては、一つのサイトで補助金の交付要綱等の確認から申請までが完結することによる申請作業の迅速化や補助金等に係る情報収集の簡易化が見込める。県側としては、農林水産事業者からの問合せ件数の減少や、対応時間の短縮など、事務負担の軽減が見込めるほか、eMAFF 上で各補助金に係る情報を包括的に把握できることから、農林水産事業者への正確な情報提供が可能になる。このように、農林水産従事者と行政どちらにとってもメリットが大きい。農林水産事業者、審査担当者の簡易な情報収集や迅速な申請作業を実現するには、eMAFF の活用が最も費用を抑えられると考えられるため、費用対効果の点でも優れていると考える。

二点目について、滋賀県大津・南部農業農村振興事務所農産普及課では農業経営改善計画の審査担当者の全員が eMAFF のアカウントを保有している。各団体の審査担当者の全てがアカウントを保持するために、農林水産省の方から審査担当者の全てに eMAFF のアカウントを取得するよう指示していただきたき、eMAFF を活用して補助金等の要綱・要領の発出を行っていただきたき。技術的課題からアカウントを保持できない審査担当者がある場合には、システムの改修を求める。

各府省からの第１次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

行政手続のオンライン化やデジタル基盤の統一化・共通化などにより、デジタル技術の活用による住民へのサービスの向上・負担軽減や地方公共団体の業務の効率化・高度化が図られるよう、提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 再検討要請

整理番号	121	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
(管理番号	121)			提案分野	01_土地利用(農地除く)

提案事項(事項名)

景観計画の策定・変更における都市計画審議会への意見聴取を不要とすること

提案団体

水戸市

制度の所管・関係府省

農林水産省、国土交通省、環境省

求める措置の具体的内容

景観法では、景観計画を策定又は変更(以下「変更等」という。)する場合、都市計画審議会(以下「都計審」という。)の意見聴取手続きを義務付けているが、計画変更等に際し、都市計画との整合を図るための措置が講じられる場合は当該手続きを不要とするよう見直しを求める。

【措置例(下記の措置は当市において既に実施)】

- ・条例で景観審議会(以下「景観審」という。)を設置して景観計画変更等の審議を行う場合、景観審に都計審の委員を構成員として加える
- ・都市計画担当部署と景観担当部署との間で十分な連携・調整を図る等

具体的な支障事例

【現行制度】

景観法の規定により、景観計画を変更等する場合は、都計審の意見を聴かなければならないとされている。

【支障事例】

景観審と都計審を両方設置する地方自治体では、景観計画の変更等にあたり、都計審の委員を景観審の構成員として加えた上での景観審における審議や、都市計画担当部署と景観担当部署の間での綿密な調整の実施など、都市計画との整合を図るための措置を講じることが合理的と考えられ、多大な人員と労力を投入して別途都計審を開催する必然性は乏しい。

また、景観計画は、都計審の議論としては相応しくない内容が多い。例えば、必須記載事項である「良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項」のうち、景観形成基準で定める建築物の意匠の基準、色彩のマンセル値、アクセントカラーの使用可能割合等については、景観計画の基幹的内容かつ計画を参照する設計者等にとって関心の高い重要な内容であり、景観審の議論には相応しい一方で、都市計画や土地利用制限という観点からは軽微な内容であり、都計審において議論すべき論点が乏しく、形式的な開催となりがちである。

さらに、行政手続のバランスの観点からも不適切である。例えば、用途地域の変更など都市計画の重要な決定でも審議会は都計審を1回を開催すれば足りるが、景観計画の変更等の場合、内容が軽微なものであっても景観審1回と都計審1回の最低2回の審議会開催が必要になる。

【制度改正の必要性】

自治事務である景観計画の変更等にあたっては、プロセスを含め策定主体である地方自治体の意思と責任において主体的に決定していくことが地方分権の時代において望ましい。

平成16年の景観法施行以降、多くの地方自治体で景観条例制定・景観審設置が進んでおり、景観計画の変更等に際しては、新たに設置された景観審で活発で有意義な議論がなされているところ。

支障事例で挙げた内容は、各地方自治体が景観計画の変更等を行う際の負担であるとともに、景観計画の新規策定を躊躇する要因の一つとも考えられる。

今回の提案は、国土交通省が推進してきた景観行政の成果により、全国で景観条例の策定や景観審の設置等

が進み、景観計画の変更等において景観審が大きな役割を果たすようになってきた現況等を踏まえたうえで、効果的かつ効率的な見直しを求めるものである。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

審議会開催に係る事務負担の軽減は、地方自治体において景観を取り巻く状況の変化等に即応した機動的かつ積極的な計画変更を可能とし、景観計画新規策定自治体の増加にも資するもの。
また、論点の乏しい形式的な都計審の開催の必要がなくなり、都計審委員にとっても負担の軽減につながる。
さらに、景観計画の変更等にあたり、景観担当部署において、都市計画と整合を図るための措置を主体的に検討することの契機になり、地方自治体の自主性及び自律性の向上にも寄与する。

根拠法令等

景観法第9条第2項及び同条第8項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

宮城県、八王子市、山梨県、浜松市、名古屋市、高松市、熊本市

○都市計画審議会に「意見を聴く（意見聴取）」こととされているが、都市計画審議会における具体的な意見の取扱いに苦慮している。景観計画特有の専門性の高い内容（例：色彩基準等）に対して、都市計画審議会委員から「都市計画マスタープランとの整合性を判断し難く、そこを景観審議会で判断されているのであれば、意見が述べ難い」などの感想があった。

○現行法は、景観計画の変更のうち、軽易なものであっても都市計画審議会への意見聴取が必要となるため、事務手続き上の負担が生じている。明らかに都市計画マスタープランとは関係ない部分（例：景観計画に掲載された他計画の名称や地域資源図の更新など）の変更であれば不要とすることができるようにするなど、除外規定の設定が望まれる。

○都市計画審議会に景観計画案を提示するにあたり、景観審議会における調査審議を経ることとなるが、審議結果によっては想定より多く景観審議会での調査審議を要することも考えられる。その場合、都市計画審議会開催のためのスケジュール調整を極めて短期間で行わなければならないが、開催要件である委員の過半数出席や会場の確保など開催に向けた調整に支障が生じることが予想される。また、景観計画で規定する内容は、都市計画や土地利用制限の観点からは軽微な内容であり、都市計画審議会において、色彩等に関する技術的議論が展開されるとは考えづらく、形式的な議論に終始することが想定される。さらに、当市では、景観審議会において、「特に必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる」という規程があり、都市計画審議会委員の出席も可能である。当市では、都市計画と景観を同一部署で担当しているため、連携・調整について問題はない。以上のことから、都市計画担当と景観担当の連携のもと、都市計画審議会での意見聴取という手続きを経なくても都市計画の視点を理解したうえでの景観計画の変更等は可能である。景観法による意見聴取手続きの義務付けは市町村にとって過大な負担となっており、撤廃を求めるものである。

○県の広域景観計画の対象地域にある市町村が、独自に景観行政団体となり、景観計画を策定する場合、県の広域景観計画対象から単純に抜ける等のケースが想定される。しかしながら、そういった都市計画審議会から意見を徴する意味合いが薄い内容による、計画修正等の場合においても、意見を徴することが求められていることから、実務上、必要と思われる事案について実施することができるような、事務手続き上の柔軟性等の検討は必要であると考えられる。

○景観計画の変更に時間を要すると、新基準の適用が遅れ、その間に建物が建ってしまうと、次に建て替わるまでの数十年間既存不適格状態となってしまう。そのため、迅速に適用する必要がある。当市では都計審と同時期に景観審を開催することとしているが、景観計画の変更を行う場合、景観審において聴取した意見を反映させようと思うと、同時期に開催する都計審に諮ることは困難であることから3～4か月先の次の都計審に諮るスケジュールを引かざるを得ず、機動的な変更が困難となってしまう。通常景観計画を変更する際には、景観審において専門部会を組織し十分な審議を経て進めることから、都計審への意見照会は法令上の手続き

に過ぎないものとなっているのが実態である。

○当市も景観審と都計審を両方設置している。昨年度の計画改定の際に景観計画改定専門部会を設置したが、提案団体同様、都計審の委員を景観審の専門部会の構成員として加えた。その後の都計審では、報告という位置付けで意見聴取を行った。景観計画の変更における都市計画との整合性の確認は、景観審(あるいは専門部会)に都計審の委員を組み込むことで十分事足りるため、多大な人員や労力を投入して別途都計審を開催する必然性は乏しいと感じる。

各府省からの第1次回答

景観法においては、都市計画で定める内容との整合性の確保の観点から景観行政団体の判断が適切になされるよう、都市計画区域又は準都市計画区域に係る部分について、景観計画を策定又は変更しようとするときは、あらかじめ、都市計画審議会の意見を聴かなければならないこととしている。

なお、景観計画は都市計画ではないため、都市計画審議会の議を経ることまでは求めておらず、意見を聴くこととするにとどめている。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

第1次回答では、都市計画で定める内容との整合性の確保の観点から景観行政団体の判断が適切になされるよう、都市計画審議会の意見を聴かなければならないこととしているとのことであるが、都市計画との整合性の確保という目的の達成手段としては、本市が提案した、都市計画審議会の委員を景観審議会の構成員として加えた上で景観審議会における審議を行うことや、都市計画担当部署と景観担当部署との間での綿密な調整を行うといった措置内容の方が、簡潔に目的を達成できるため合理的であると考える。

また、景観計画は都市計画ではないため、都市計画審議会の議を経ることまでは求めておらず、意見を聴くこととするにとどめているとのことであるが、都市計画審議会の「議を経ること」と「意見を聴くこと」、どちらでもあっても、都市計画審議会の開催に係る膨大な事務負担や都市計画審議会委員の負担は変わらない。さらに、計画行政を巡る大きな情勢変化として、国では、「計画策定等における地方分権改革の推進について～効率的・効果的な計画行政に向けたナビゲーション・ガイド～」を令和5年3月31日に閣議決定し、その中で、国・地方を通じて負担の適正化を図るため、計画等の手続は各地方公共団体の判断に委ねることとすることを定めている。そのため、各関係主体においては、今後の計画行政の推進に当たり同ナビゲーション・ガイドの趣旨や内容に沿って制度の見直しを進めることが必要な状況になっているところである。

これらを踏まえ、景観計画の策定又は変更に当たっては、都市計画との整合を図るための必要な措置が講じられることを条件として、当該手続を不要とするよう御検討いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【八王子市】

「景観計画を策定又は変更しようとするときは」との記載により、輕易な変更であっても都市計画審議会の意見聴取が必要となる。このことについて、除外規定の設定や運用指針などの明示により、各自治体の判断により実務上の負担軽減が図れるような措置を求めたい。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

都道府県に与える影響を踏まえ、慎重な対応を求める。

【全国市長会】

提案の実現を求めるものであるが、都市計画マスタープランや立地適正化計画などの都市計画に直接関わるような内容変更は別として、他計画の名称や地域資源図、写真などの変更、最新データへの更新など、軽微な変更については、都計審への意見聴取を不要とする除外規定を求める意見も寄せられている。

【全国町村会】

提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

「計画策定等における地方分権改革の推進について～効率的・効果的な計画行政に向けたナビゲーション・ガ

イド～」(令和5年3月閣議決定)において、「計画等の内容や手続は各地方公共団体の判断に委ねること」とされていることから、都市計画審議会の意見を聴くかどうかについて、地方自治体の判断に委ねるべきではないか。

都市計画に影響があるまちづくり施策全てにおいて都市計画審議会の意見聴取が必要とされているわけではなく、景観計画の軽微な変更等は意見聴取を不要とすることができるのではないかと。

軽微な変更、都市計画に影響がないものなど、内容によって、都市計画審議会の意見聴取を不要とすることはできないか。あるいは、都市計画審議会において景観審議会等の判断に委ねる項目を決め、当該項目については都市計画審議会の意見聴取を不要とすることはできないか。

意見聴取の方法として、都市計画審議会において受命した者に意見を聴くことや、書面・メールにより意見を聴くことなど、柔軟に対応できるようにすべきではないか。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 再検討要請

整理番号	125	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
(管理番号	125)			提案分野	02_農業・農地

提案事項(事項名)

し尿・浄化槽汚泥及び下水汚泥処理に係る菌体りん酸肥料となる要件の見直し

提案団体

豊田市

制度の所管・関係府省

農林水産省

求める措置の具体的内容

菌体りん酸肥料のし尿・浄化槽汚泥及び下水汚泥処理の過程において、系内由来の夾雑物に限り混合を認めることを求める。

具体的な支障事例

【現行制度について】
令和5年に創設された、菌体りん酸肥料では、し尿・浄化槽汚泥及び下水汚泥処理の過程において一度除去した夾雑物について、再度混合することが認められていない。従前の汚泥肥料では、夾雑物を混合しても肥料の登録が認められていた。
なお、夾雑物を除去せずに処理を行う場合は、菌体りん酸肥料として肥料の登録が認められている。
夾雑物は、下水道法により沈殿物汚泥とあわせて「発生汚泥等」として規定されており、「発生汚泥等の処理に関する基本的考え方について(国土交通省下水道部長通知)」において、発生汚泥等は肥料としての利用を最優先することとして、下水道管理者に通知されている。

【支障事例】
当市でし尿・浄化槽汚泥を処理して発生した汚泥等は、夾雑物等を混合して焼成し、焼成汚泥肥料として農家に無償配布し農地還元している。焼成汚泥肥料は、りん酸の含有量が他の肥効成分に比べて突出しているため、農家は窒素や加里の配合等を別途行う必要があり、焼成汚泥肥料単体での使用が煩雑であることから使用を敬遠する傾向がある。このまま焼成汚泥肥料の需要低下が継続すると、将来的には焼成汚泥肥料を一般廃棄物として処分せざるを得ない状況となる。
一方で、菌体りん酸肥料として登録が行えると、肥料原料として需要があるが、夾雑物等の混合が認められておらず登録を行うことができない。また、菌体りん酸肥料の公定規格にあわせて、夾雑物を別に処分する場合に、搬出のために施設の改修等を要するため膨大な負担が生じる。

【制度改正の必要性】
世界的なりん酸の需要拡大により、国内資源の利用促進が求められている。しかしながら、菌体りん酸肥料の公定規格により制限されることで、本来肥料原料として活用することができる資源の有効活用が行えていない。
当市で肥料化している焼成汚泥肥料は、夾雑物等は 800℃以上の高温で熱分解しており、定期的な分析により、有害物質が残留していないことが確認できている。また、りん酸全量は基準を大幅に上回っており、品質管理に問題は生じていない。

【支障の解決策】
当市の施設は、夾雑物と汚泥を一体的に焼成する自己完結型の工程を採用しており、夾雑物を外部の焼却施設へ搬出する構造となっていない。処理の過程で発生する汚泥と夾雑物を発生汚泥等として一体処理すると公定規格から外れるのは合理性がないため、系内由来の夾雑物に限り混合を認める。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

肥料原料の国産化と安定供給を図る
循環型社会の実現
歳出の削減及び安定的な歳入の確保

根拠法令等

肥料の品質の確保等に関する法律第 25 条
肥料の品質の確保等に関する法律に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件（昭和 61 年農林水産省告示第 284 号）

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

浜松市、熊本市

—

各府省からの第 1 次回答

肥料の品質の確保等に関する法律（以下「法」という。）において、肥料の品質が低下するような「異物」を混入することは禁止されている（法第 25 条）。
し尿・浄化槽汚泥及び下水汚泥の処理過程において生じる「夾雑物」については、一般的に土や砂、ビニール等が含まれていることから、肥料においては異物と判断することが多いところ。
一方で、夾雑物の内容や量、処理工程等も踏まえて、一体的に処理しても汚泥の品質に大きな差がなければ、肥料利用において問題はないと考えられる場合もあるため、個別に判断してまいりたい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

御指摘のとおり、夾雑物には土砂やプラスチック類、金属等が含まれる。し尿・浄化槽汚泥処理施設においては、一般的に砂や金属等の無機物は処理工程の早い段階で沈砂除去装置等により除去し、系外へ搬出されるため、その残留はごく微量であり、肥料の品質に影響を与えないと考える。
また、夾雑物除去装置で分離したプラスチック類を含む有機物は最終的に汚泥と混合し、800℃以上の高温で熱分解して無害化する。加えて、生産した焼成汚泥は必要な分析を行い、有害物質が残留していないことを確認するため、系内由来のプラスチック類を一律に「異物」とみなすのは合理性に欠くとする。
し尿・浄化槽汚泥及び下水汚泥のさらなる利用促進は、SDGs に貢献する取組みであるだけでなく、わが国においては世界的なりん酸の需要拡大に起因する諸課題の解決の一翼を担う取組みであると認識している。当市の施設のようなりん酸を多く含む汚泥を産出する既存プラントに対し、菌体りん酸肥料の生産への参入の機会を拡大し、純国産肥料資源の循環による有効活用を図るためには、動植物質以外の混入が認められていない現在の公定規格を改め、肥料の品質に影響を与えない系内由来の動植物質以外の「夾雑物」を混合する場合に限り、個別に判断し肥料登録が可能である旨を明文化することを求める。
さらに、個別に判断するにあたり、どのような場合に認められるのかに関する基準や例示を列举の上、関係機関に周知いただきたい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 再検討要請

整理番号	141
(管理番号	141)

重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	×
---------------------------	---

提案区分	B 地方に対する規制緩和
提案分野	02_農業・農地

提案事項(事項名)

農地法施行令第3条第2項、第10条第2項に基づく届け出の受理・不受理の書面通知の廃止

提案団体

千葉市

制度の所管・関係府省

法務省、農林水産省

求める措置の具体的内容

市街化区域内農地の「転用(農地法第4条)」及び「権利の設定・移転を伴う転用(農地法第5条)」に係る届出について、届出の受理又は不受理を書面で通知しなければならないが、政令を改正して該当条項を廃止することを求める。

具体的な支障事例

市街化区域内の農地を転用、権利の設定・移転を伴う転用をする場合、事前に農業委員会に届出ることとなっている(農地法第4条第7号、5条6号)。
また、届出の受理・不受理について書面で届出者に通知することとなっている(農地法施行令第3条第2項、第10条第2項)。
一方、転用届がされた場合、法定の内容、書類が揃っていれば受け付けなければならない、揃っていなければ、行政手続法第7条に基づき補正の請求を行うか、拒否を行う。そのため、形式審査である届出の手続きにおいて、不受理とはならないため、本来、届出者に通知する必要も無いはずである。
【参考】
市街化区域内の登記地目が「田・畑」の土地について、法務局に所有権移転登記や地目変更登記の申請があった際に、法務局が転用届出の受理通知書を添付書類として求めている。
このため、既に届出がなされ、現況が農地ではなくなっている土地であっても、所有権移転等の際に登記地目が変更されていない場合には、新たに所有権移転等を行うため、同じ土地について再度届出がなされ、受理通知書の発行が求められることがある。
これにより、単純な売買の登記を目的として、既に農地ではなく、農地を守るという農地法の趣旨からは関係のない土地に関する形式的・無駄な届出が、地方自治体に対して非常に多く提出されている。さらに、不動産会社等は、農地に関する手続きだから必要であると正しく理解しておらず、それとは別に、所有権移転登記を目的とした制度と誤解しているものも多い。
なお、法務局においては、過去に相続以外の所有権移転等があった土地については、その際に届出がされていることを確認しているはずなので、再度確認する必要は無いはずであり、届出がなされていない土地についても、農業委員会に問い合わせ等の運用をすれば対応することができるため、受理通知書が必要であるとまでは言えないはずである。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

【自治体】

- ・受理通知発出にかかる事務手続き（決裁・押印等）の削減
- ・通知に係る経費の削減（人件費・偽造防止紙など）。

【届出者】

- ・受理通知を受取に来る手間と時間の削減（通知発出は翌営業日）
- ・同じ土地に何度も届出する手間と時間の削減

根拠法令等

農地法施行令第3条第2項、同第10条第2項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

さいたま市、川崎市

○当市においても、提案市と同様に、同一の土地について複数回届出の提出を受け付けており、市民と市の双方に負担が生じている。

具体的に、権利移転を伴う農地法第5条の届出においては、当該地において過去に届出がなされたにも関わらず、登記に際して「当該土地取引の内容がわかる受理通知書が必要」との理由で届出が提出されており、あたかも農業委員会が当該土地取引の内容まで証明するような運用がなされている。

農業委員会としては、市街化区域において、適正に農地転用手続きがなされ、宅地造成や駐車場整備等の転用行為が完了している場合は、農地転用も完了しており、改めての農地転用手続きは不要と考える。

市街化区域内の土地（地目：田畑）が、既に農地転用の手続きが行われたかについては、提案のとおり、農業委員会への照会や届出済証明書により確認いただきたい。

各府省からの第1次回答

市街化区域内における農地転用（農地法第4条）及び転用のための農地の権利取得等（同法第5条）については、それぞれ適法な届出が行われ、これが受理されてはじめて同法第4条又は第5条の許可を受けることを要しないこととなるものであり、形式的な要件を満たさず、受理されなかった場合は、同法第4条又は第5条の規定に違反し、その転用や権利の取得の効力を生じないほか、同法第51条の原状回復命令等の是正命令や第64条の罰則の適用対象にもなり得ます。

市街化区域内における農地転用等の届出に当たっては、当該農地が市街化区域内に存しない場合や届出者が正当な権原を持っていない場合など形式的な要件に適合しないとして不受理となることもあります。そのような場合、不受理となることについて届出者に悪意がない場合も含め、適法な届出がなされていないにもかかわらず、農地を転用してしまうと、原状回復の負担を負う場合も考えられます。

このような事態が生じないよう、届出を受理した場合は受理、受理しなかった場合は不受理の旨を通知することとしているところ、この手続きを廃止した場合、届出者の錯誤・誤認により、違反転用に繋がるおそれがあることから、適当ではありません。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

ご記載頂いたように、現行法令上、届け出が受理されなかった場合に届出者に影響が生じ得ること等については承知している。

当市では、農地転用の届出の受理・不受理の書面通知手続きに事務負担を感じている。通知の手続きは、農地の転用を行う際に加えて、「市街化区域内の登記地目が「田・畑」の土地について、法務局への所有権移転登記や地目変更登記の申請があった際、転用届出の受理通知書を添付書類として求めているため、既に届出がなされ、現況が農地ではなくなっている土地であっても、登記地目が変更されていない場合には、新たに所有権移転等を行うため、同じ土地について再度届出がなされ、受理通知書の発行が求められることがある」点についても、市民と市の双方に負担が生じており、また、他の自治体からもこの点に共通の課題が示されている。以上より、当市としては、届出者が受理結果を確かかつ速やかに把握することは当然の前提とした上で、農地転用時の届出の受理・不受理の書面での通知手続きを廃止いただくか、登記申請手続における、市街化区域内の土

地が既に農地転用の手続きが行われたか否かの確認については、法務局が農業委員会への照会や届出済証明書により実施いただくなど、書面による受理・不受理の通知とは異なる事務負担の少ない効率的な方法とするよう、現行制度の改善を検討していただきたいと考えている。

各府省からの第１次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

—

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 再検討要請

整理番号	154	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
(管理番号	154)			提案分野	06_環境・衛生

提案事項(事項名)

原子力災害対策特別措置法に基づいて指示されている野生鳥獣肉の出荷制限の見直し

提案団体

岩手県、紫波町、岩泉町、野田村、宮城県、福島県、岩手県市長会

制度の所管・関係府省

内閣府、厚生労働省、農林水産省、環境省

求める措置の具体的内容

野生鳥獣肉の出荷制限について、ガイドライン(検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方)に定める解除基準の見直し(検査方法を簡便にする等の要件の緩和、市町村単位での解除基準の明確化等)を行うことを求める。

具体的な支障事例

【現行制度】
シカの行動範囲は数キロメートルであり、規制は必要最小限のものであるべきところ、出荷制限の解除対象の区域は県単位を原則としている。ただし、一部の地域で解除条件(※)を満たし、当該地域で捕獲された個体のみが出荷されるよう管理可能な場合は、市町村単位で解除することができる。
(※)野生鳥獣の移動性、個体差、季節変動、捕獲期間等を考慮して十分な検体数を確保しつつ検査を実施し、その結果が安定して基準値を下回っていること。

【支障事例】
当県における基準超過の発生は県南部の一部市町村に限られているため、基準を下回る地域では市町村単位での解除も可能と見込まれるが、十分な検体数と認められる野生鳥獣種別ごとの考え方等、解除条件の基準が不明確であり、申請に向けた具体的な検討や体制整備に着手できない。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

【捕獲個体の処理について】
令和5年度は3市町及び岩手県町村会等から野生鳥獣捕獲個体の処理に関し、出荷制限に伴い捕獲個体の処理は埋却が中心で、埋却場所の確保に苦慮しているとして、ジビエ利用をはじめとする出口対策に必要な支援を行うよう要望を受けている。
焼却も可能だが、処理施設の仕様に合わせてシカ等を解体する必要がある場合が多く、捕獲従事者の負担となっている。

【地域振興について】
環境省及び農林水産省がシカの個体数半減の目標を掲げており、当県としても捕獲の強化を進めるべき状況だが、出荷制限がジビエ活用による地域振興を阻害しているほか、有害鳥獣捕獲のインセンティブを減殺している。現在複数の市町村からシカ肉の活用について相談を受けている。

制度改革による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

市町村単位等での出荷制限の解除申請が促進され、実態に即した出荷制限となる。

市町村単位等で出荷制限が解除されると、ジビエ活用による地域振興が進むほか、有害鳥獣の捕獲促進も期待される。

根拠法令等

原子力災害対策特別措置法第 20 条第 2 項

原子力災害対策本部「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」IV 2 解除対象の区域

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

—

—

各府省からの第 1 次回答

野生鳥獣肉（ジビエ）の出荷制限の解除については、原子力災害対策本部が決定したガイドラインに基づき、野生鳥獣の移動性、個体差、季節変動、捕獲期間等を考慮して十分な検体数で検査を行い、「検査結果が安定して基準値を下回ること」などの解除条件を満たす必要がある。

解除に当たっての区域は、県域を原則としているが、

- ・県が出荷・検査方針を定め、安全管理体制を整備した上で全頭検査を行い、出荷を可能とする一部解除

- ・市町村など地理的範囲が明確になる単位での部分解除

といった段階的な解除を行うことを基本としており、現在も個別状況に応じた対応を行っている。

市町村など地理的範囲が明確になる単位での部分解除に当たっては、市町村等の単位で解除する場合の検体採取方法等具体的な考え方を再整理（例：検体数の見直し：299→60 検体、検体数の確保が難しい場合の考え方など）し、令和 5 年 9 月に、関係自治体に情報提供を行っているところ。

地域によって野生鳥獣の捕獲状況等の条件は異なることから、出荷制限の解除をしようとする自治体からのご相談については、地域の状況をできるだけ詳細に伺うとともに、より丁寧な説明を行っていく考え。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

令和 5 年 9 月に開催された、農林水産省主催の鳥獣対策全国会議の資料として、市町村単位の出荷制限の解除の考え方が示されたことは承知している。

しかし、同資料は国からの正式な通知ではなく、運用上の実行性が担保されているとは言い難い。また、基準としては内容が不十分であると考えており、引き続きの検討をお願いしたい。

具体的には、原子力災害対策本部が定める「検査結果、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」に、具体的な解除基準や地域の状況に応じて検査方法を簡便にする等の要件緩和の考え方を明記するなど実行性を確保するとともに、具体的な運用方針を明らかにすることを求める。その上で、説明会資料に加えて、正式な通達事項として、然るべき機関から自治体宛ての通知をお願いしたい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

現行制度で対応可能である旨について、十分な周知を行うべきである。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 再検討要請

整理番号	157	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
(管理番号	157)			提案分野	01_土地利用(農地除く)

提案事項(事項名)

保安林解除手続における市町村長同意書の取扱の明確化

提案団体

島根県、新潟県、岡山県

制度の所管・関係府省

農林水産省

求める措置の具体的内容

保安林解除手続において法令の根拠なく提出を求められる市町村長の同意書について、取扱の明確化を求める。

具体的な支障事例

【支障事例】
森林法第 26 条の2の規定に基づき都道府県知事が保安林の指定の解除を行うに当たり、当該保安林が所在する市町村の長がこれに異議があるときは、同法 32 条第1項の規定に基づき都道府県知事に意見書を提出することができるが、当該市町村長の異議が都道府県知事の保安林解除を制限する規定はない。
一方、地方自治法第 245 条の9第1項の規定に基づき法定受託事務の処理基準として定められた林野庁通知「森林法に基づく保安林及び保安施設地区関係事務に係る処理基準について」では、保安林解除の要件として「当該保安林が所在する市町村の長の同意を得ているか又は得ることができると認められるものであること」を求めており、市町村長の同意が保安林解除の必須要件とされている。
また、林野庁通知「保安林の指定の解除に係る事務手続について」では、保安林解除申請書に添付すべき書類として「市町村長の同意を得たことを証する書類又は意向を把握することのできる書類」を挙げている。
この結果、法令に基づき保安林解除手続を進めるにあたり、林野庁通知の「同意」についての解釈・取扱が不明確であり、適正な手続の指導や審査に支障がある。

【支障の解決策】
保安林解除手続における市町村長の森林法上の意見聴取と通知上の同意書提出について、解釈・取扱を明確にしていきたい。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

手続に関する適正な指導や審査が可能となり、トラブルの防止につながる。

根拠法令等

森林法第 32 条、森林法に基づく保安林及び保安施設地区関係事務に係る処理基準について(平成 12 年4月 27 日付け 12 林野治第 790 号)、保安林の指定の解除に係る事務手続について(令和3年6月 30 日付け3林整

治第 478 号)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

川崎市、浜松市、滋賀県、大阪府、熊本市

—

各府省からの第 1 次回答

森林法上、知事が保安林の指定を解除するに当たっては、市町村長の意見を聴取することとされているが、御指摘のとおり、市町村長の同意を要する規定はない。
左記の林野庁通知では、知事が保安林の指定の解除を行う際に市町村長の同意が必要である旨を明記しているが、この趣旨は、保安林の指定の解除の告示に先立ち、市町村長の考えを確認することで解除手続を円滑に進めるというものである。
今後、現行通知の「同意」が不明確との御意見を踏まえ、当該通知の改正を検討してまいりたい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

第1次回答に異議はない。取扱の明確化の早期実現に向け、引き続き前向きに御検討いただきたい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】
提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 再検討要請

整理番号	165	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
(管理番号	165)			提案分野	03_医療・福祉

提案事項(事項名)

社会福祉施設等における木材利用実態調査の廃止等

提案団体

群馬県、山形県、川崎市

制度の所管・関係府省

こども家庭庁、厚生労働省、農林水産省

求める措置の具体的内容

こども家庭庁及び厚生労働省において毎年度実施している、「社会福祉施設等における木材利用実態調査」を廃止し、同調査による回答事項を、調査対象となっている関係国庫補助事業の実績報告において報告を求めるよう、見直しを求める。

具体的な支障事例

【現行制度について】

こども家庭庁及び厚生労働省による事務連絡「社会福祉施設等における木材利用実態調査の依頼について」により、当初は「自民党林政調査会等における資料とするため」、平成 29 年度以降は「今後の検討に用いるため」として、遅くとも平成 21 年度から、都道府県・指定都市・中核市(以下、都道府県等)あてに毎年度調査が依頼されている。

同調査は施設整備事業における用途別(構造材、造作材、外構材等)の木材・国産材の使用量や CLT の使用量を問うものであり、調査対象は、特定の国庫補助金・交付金により整備した施設に限られる。

【支障事例・制度改正の必要性】

これらの補助金・交付金事務とは別個に同調査が実施されていることで、都道府県等職員のほか、社会福祉法人等や施行業者に無用な負担が生じている。

なお、当県では、直近5か年で平均年 24.4 件を報告しており、1件当たりの回答に、①都道府県等職員等・②社会福祉法人等・③施行業者の3者で概ね3時間程度を要している。

【支障の解決策】

社会福祉施設等における木材利用状況を、特定の国庫補助金・交付金の実績報告により把握することで、現行の調査を廃止する。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

竣工後すぐに実施される調査であれば、迅速かつそれほどの負担なく回答できるが、現行の調査が、竣工から 10～18 か月経過後に実施されており(令和5年度)、時宜を逃していることもあって回答者に負担が生じている。(社会福祉法人等、施工業者からの意見)

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

引き続き社会福祉施設等における木材利用状況を取得できる体制を維持しながら、事務連絡による調査を廃止することが可能である。

また、都道府県等職員、社会福祉法人等、施行業者の事務負担の軽減につながる。

根拠法令等

社会福祉施設等における木材利用実態調査の依頼について（各年度同名の事務連絡により調査実施。直近：令和6年1月11日）

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

盛岡市、宮城県、千葉県、相模原市、岐阜県、名古屋市、京都府、大阪府、豊中市、高知県、熊本市、特別区長会

○本調査は、補助事業者に照会の上、回答しているが、照会日から回答期限までの日数が短く（直近の調査では一週間程度）、県担当職員、補助事業者、施工業者の負担となっている。①具体的な支障事例にあるように、補助金ごとの実績報告時に把握することで、2度手間になることがなく、無用な事務負担の軽減に繋がる。
○本調査の時期は実績報告からタイムラグがあることから、法人・施工業者によっては資料の再確認に時間を要する可能性があり、なぜこのタイミングなのかと不信感を抱かれた例もある。実績報告の本調査項目を盛り込むことができれば、市、法人及び施工業者の確認作業を最小限に抑えられる。
○当市においても、関係各課への照会・調製等で時間を要していることもあり、国庫補助金・交付金の実績報告により把握することで本事務連絡による調査が廃止できるのであれば、それが望ましい。

各府省からの第1次回答

平成22年に制定された公共建築物等木材利用促進法では、国又は地方公共団体が整備する建築物に加え、民間事業者等が整備する学校や社会福祉施設などの高い公共性を有する施設についても、一体的に木材利用を促進することとしてきたところ。
このため、国の基本方針に基づく措置の実施状況の取りまとめに向けた国が整備する公共建築物における木材の利用状況等の調査にあわせて、国以外が整備する公共建築物での木材利用の状況を把握するための調査を行ってきたところ。
公共建築物における木材利用の促進に向けては、引き続き、社会福祉施設等における木材利用の状況を把握する必要があると考えているが、調査の方法や時期などについては、自治体や事業者の負担も考慮して実施する必要があると考えており、ご提案いただいた内容を参考に、関係省庁と連携しつつ対応を検討してまいりたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

「建築物における木材の利用の促進に関する基本方針」において社会福祉施設が木材の利用を促進すべき公共建築物の1つとされており、また、同方針に基づき社会福祉施設等における木材利用の状況を把握する必要性については承知しているところ。
本提案は、現在実施されている調査に替え、調査対象とされている補助金・交付金事業における実績報告に付随して同事業による木材の利用状況を報告することで、①厚生労働省及びこども家庭庁、②都道府県及び市町村、③実施主体（社会福祉法人等）及び施工業者の3者の事務負担が軽減されるよう改善を図るものである。このため、例えば、調査に当たり十分な回答期間を設けること等によっては現状の負担が解消されない点に留意いただき、同調査の廃止（統合）について、しっかりと検討されたい。
また、「検討してまいりたい」とのご回答をいただいたが、具体的な検討方法及び検討スケジュールの予定について、ご教示いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】
提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 再検討要請

整理番号	180	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
(管理番号	180)			提案分野	01_土地利用(農地除く)

提案事項(事項名)

「伐採及び伐採後の造林の届出書」の様式の見直し

提案団体

岡山県

制度の所管・関係府省

農林水産省

求める措置の具体的内容

伐採及び伐採後の造林の届出書(森林法第10条の8第1項)について、届出に記載された伐採する森林の所在場所や森林所有者の情報等(以下「伐採関連情報」という。)を、計画的に地域の森林整備を行う森林組合などの森林経営計画作成者(以下「森林経営計画作成者」という。)へ提供できるようにするため、個人情報の取扱いに関して同意を示す欄を設けるなど、様式を変更することを求める。

具体的な支障事例

【現行制度について】
森林所有者や立木を買い受けた者などが、地域森林計画の対象となっている民有林の立木を伐採する場合は、市町村長に、伐採関連情報を記載した「伐採及び伐採後の造林の届出書」を提出することが義務付けられている。

【支障事例】
森林経営計画作成者(伐採事業者とは異なることが多い)から、伐採後適切に造林がなされていない森林等について問合せや再造林の申し出があった際、上記届出により市町村が取得した伐採関連情報(個人情報を含む)を森林経営計画作成者に共有できないため、再造林が実施されなかったり、再造林が遅れ、再度、支障木整理の必要(森林所有者の追加の費用負担)が生じたりするなど、支障が出ている。

【支障の解決策】
そこで、届出書に個人情報の取扱いに関して同意を示す欄を設けるなど、様式を変更することで、森林経営計画作成者へ円滑に伐採関連情報を提供できるようになり、上記の支障が解決すると考える。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

県内の一部地域において、県外の伐採事業者が人工林の伐採を行い、林業適地にも関わらず、天然更新するとして再造林されず、放置されている事例が発生している。
そのため、県内の複数の森林組合から、伐採関連情報を提供できるようにしてほしいとの要望を受けている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

伐採関連情報が森林経営計画作成者に提供されることで、迅速かつ計画的な再造林の実施、再度の支障木整理の不要化による森林所有者の負担軽減、森林経営計画作成者からの問合せ減による市町村事務の効率化を図ることができる。
特に当県においては、森林クラウドによる情報整備を図っていることから、森林クラウドを通して伐採関連情報を森林経営計画作成者に共有できれば、より迅速に再造林を実施できるようになる。

根拠法令等

森林法第 10 条の8第1項、森林法施行規則第9条、森林法施行規則の規定に基づき、申請書等の様式を定める件(昭和 37 年7月2日農林水産省告示第 851 号)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

青森県、郡山市、浜松市、高知県、熊本市

○当県では、県と市町村等による増産・再造林推進協議会を県内6地域に設置し、原木の増産及び再造林の推進に取り組んでいる。再造林の推進に当たっては、「伐採及び伐採後の造林の届出書」に人工造林を計画していない森林所有者に対しアプローチをしていく必要があるが、個人情報の取扱い上、他の目的に使用することができない。

そのため、市町村において、森林所有者等から「伐採及び伐採後の造林の届出書」が提出された際に、同協議会が再造林の推進のために当該情報を利用することについて同意する旨の確認書の提出を併せて依頼し、この確認書に基づき、同協議会を通じて対象地の情報を再造林を行う事業者に繋げ、森林所有者に対し再造林の必要性や補助金の活用等の情報を提案するなど、再造林につなげる取組を行っている。

こうした取組を進めていく上においても、市町村及び森林所有者等の事務負担が多くなっており、「伐採及び伐採後の造林の届出書」の様式に、個人情報の取扱いに関して同意を示す欄が設けられれば、事務の軽減が図られ課題解決につながると考えられる。

各府省からの第1次回答

「伐採及び伐採後の造林の届出書」では、市町村森林整備計画の実現に向け森林の立木の伐採等の実態を把握する観点から、森林の所在場所や伐採・造林の方法等を記載することとしており、具体的事項は、森林法施行規則に基づく告示様式の中で規定している。

一方、伐採造林届出制度は、市町村の自治事務であるため、市町村の判断で、告示様式に示された事項以外の事項を追加することが可能であり、既に宮崎県延岡市をはじめ複数市町村では、個人情報を含む伐採関連情報の第三者への提供について同意を示す欄を告示様式に追加している。

この点について、全国の市町村に周知するため、本年度中に関係通知を改正し発出する考えである。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

「伐採及び伐採後の造林の届出書」について、市町村の判断で、告示様式に示された事項以外の事項を追加することが可能であること、またこの点について、全国の市町村に周知するため、本年度中に関係通知を改正し発出する考えであること、ありがたく受け止めている。

周知に当たっては、参考として、告示様式を変更している具体の事例を紹介することについても御検討いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

現行制度で対応可能である旨について、十分な周知を行うべきである。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 再検討要請

整理番号	186	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
(管理番号	186)			提案分野	02_農業・農地

提案事項(事項名)

農業共済事業の算定に使用する「農作物及び畑作物の 10a あたり収穫量」の決定方法の見直し

提案団体

愛媛県、神奈川県、香川県、高知県

制度の所管・関係府省

農林水産省

求める措置の具体的内容

都道府県知事が定める 10a 当たり収穫量について、細区分がない作物については、都道府県での決定作業を原則不要とすることを求める。

具体的な支障事例

農業共済事業において、共済金額や共済掛金の算定基準となる基準収穫量(基準単収)を算出するために用いる「農作物及び畑作物の 10aあたり収穫量」について、都道府県知事は、経営局長通知を基礎として、農業共済組合ごとに毎年、類区分ごとに 10a当たり収穫量を定め、農業共済組合に通知し、経営局長にも報告している。しかし、1県1組合化している場合(茨城県以外)、細区分がない作物については、知事が定める 10aあたり収穫量は経営局長通知の基準単収と同値となるため、県での決定作業が無駄となっている。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

県での決定作業が不要となり、事務の効率化につながる。

根拠法令等

農作物共済引受要綱 第1章第8節第4の1
畑作物共済引受要綱 第1章第8節第5の1
果樹共済引受要綱 第1章第8節第7の1

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

岩手県、秋田県、長野県、三重県、徳島県

○当県が定めている「農作物及び畑作物の 10aあたり収穫量」は、水稻、麦、大豆、そば、ばれいしょ、りんご、ぶどう、なし、もも、すもも、かきであるが、そのうち、麦、すもも、かきについては、細区分がないため、県での決定作業が無駄となっている。

各府省からの第 1 次回答

各都道府県が類区分ごとの 10 アール当たり収穫量を決定するに当たり、国が別途通知した数値を基礎とした算出の方法を通知(各種要綱)において定めているが、これは、国が通知した 10 アール当たり収穫量を都道府県が地域の実情に応じて調整するために措置されているものである。

今般のご提案を踏まえ、1 県 1 組合化している都道府県において、類区分が一に限られている作物について、国から通知された 10 アール当たり収穫量の調整を都道府県が地域の実情に鑑み不要と判断した場合には、現行通知に定める方法によって各都道府県において独自に 10 アール当たり収穫量を算出することなく、単に国から通知された数値をそのまま用いる方法により都道府県が 10 アール当たり収穫量を決定することを可能とするよう検討したい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

関係府省からの第 1 次回答に異議はない。調整が必要ないと判断した都道府県においては、国から通知された数値をそのまま用いることが可能になれば、10a 当たり収穫量の決定作業の効率化が図られるため、引き続き前向きにご検討いただきたい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】
提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 再検討要請

整理番号	189	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
(管理番号	189)			提案分野	12_その他

提案事項(事項名)

基幹統計調査に関する事務の一部を民間企業に委託可能とすること

提案団体

熊本市

制度の所管・関係府省

総務省、農林水産省、経済産業省

求める措置の具体的内容

事務の一部を民間企業に委託できる基幹統計を国勢統計、経済構造統計、農林業構造統計に拡充してほしい。その上で、既に民間委託が可能となっている基幹統計も含めて、民間委託に向けた具体的な基準・仕様(例えば仕様書モデル例、統計調査における民間事業者の活用に係るガイドラインⅡ3(2)に記載の「基準・条件」、その他実務上必要となる技術的助言)を提示するとともに、その基準・仕様に見合った委託費を交付するようにしてほしい。

具体的な支障事例

基幹統計調査については、統計法施行令第4条に基づき地方自治体が指導員・調査員を推薦している。これらの推薦は、登録調査員及びいわゆる自治会の協力を得て行っているが、高齢化が進む中で必要な定員を充足できないようになってきている。

直近の住宅土地統計調査では、指導員・調査員を合わせて583名必要なところ、交代者を除き495名しか従事者を確保できなかった。

特に国勢調査では、自治会から協力を得られなければ、調査の実施が困難であるが、そもそも自治会の役員のなり手も不足している状況の中で、調査員になっていただける方を見つけることが難しくなっている。

また、本来、指導員・調査員を希望される方の中からより適性のある方を選抜すべきものであるが、なり手が不足している現状からそのような選抜をすることができていない。その結果、適性が無い方が指導員・調査員をされることも増えてきており、調査精度への影響が懸念されるため提案するもの。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

自治会に調査員の推薦依頼を行う際に、自治会から民間委託できないのかと言われることが増えてきている。また、自治会の役員のなり手が見つけにくい状況なので、今後協力ができなくなる可能性が高いと言われることも増えてきている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

自治会の負担を軽減し、他の自治会の活動に注力いただくことができる。

また、民間委託を行うことで指導員・調査員の質が安定することが期待でき、調査精度を維持しやすくなると考えられる。

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

札幌市、花巻市、山形市、足利市、さいたま市、富士見市、豊田市、小牧市、倉敷市、広島市、宇和島市、高知県、大野城市、大村市、特別区長会

○調査員の確保に関しては、町会への依頼が中心となっているが、様々な業務が依頼されている現状、人員を推薦することは難しいとの意見書が当市へ出されている。来年度の国勢調査は他の統計調査とは比較にならないほどの人数が必要とされる調査であり、調査員が十分に確保できない状態では、調査の実施自体が危ぶまれる。

○ベテラン調査員が高齢や体調不良を理由に引退していく中、新規調査員の確保に苦慮している。国勢調査等の規模の大きな調査では規定数の調査員が集まらないのが当たり前になってきており、1人当たりの担当調査区数が増え、担い手への負担が大きくなっている。（そしてそのことが、余計担い手を減らすという悪循環になっている。）共働きの増加などより若手の調査員の確保は難しく、なんとか確保した調査員も、新規登録の時点で70歳を超えていることも多く、十分な経験を積む前に引退が推奨される年齢に達する。高齢に加え、不慣れとなると調査活動中の事故が増える要因となる。10年以内には現役調査員の大半が引退となり、調査員による統計調査が立ち行かなくなるという懸念が強い。統計調査員が、あくまで社会貢献活動の域をでないなら、今後若手の確保はさらに困難になっていく。民間委託が現実的であると感じている。

○基幹統計調査の指導員・調査員の推薦について、高齢化が進む中で必要な定員を充足できないようになってきている。特に国勢調査では、町会・自治会から協力を得られなければ、調査の実施が困難であるが、そもそも町会・自治会の役員のなり手も不足している状況の中で、調査員になっていただける方を見つけることが難しくなっている。また、本来、指導員・調査員を希望される方の中からより適性のある方を選抜すべきものであるが、なり手が不足している現状からそのような選抜をすることができていない。その結果、適性が無い方が指導員・調査員をされることも増えてきており、調査精度への影響が懸念される。

○基幹統計調査を実施する際に、自治会に調査員の推薦依頼をしているが、自治会から調査員を探すのが大変だという話をいただいている。また、調査員の高齢化が進み、任期途中で体調不良等により交代せざるを得ない事例も出ている。また、登録調査員へ依頼した場合でも、断られることも多くなっている。

○国勢調査や農林業センサスのように大規模な調査では、調査員確保が課題となっている。当市は市域が広く、調査員説明会や調査票提出において、山間部等へ職員が出向いており、負担も大きいのが現状である。民間委託が可能になると、調査員確保や調査の実施において選択肢が広がる。

○当市でも高齢化が進み統計調査員のなり手が減少している。事務の一部を民間委託できる基幹統計調査の拡充により、将来的な調査員の減少にも対応できる。

○令和5年住宅・土地統計調査において、当市では調査員配置129人のところ実際の従事人数は116人であり、調査員確保が課題であった。

○当市においても、調査員の安定的な確保は、統計調査を円滑に実施する上で必要と考えており、民間企業へ委託できる仕組みづくりは、担い手不足への一方策として考えられる。

○当県でも調査員の高齢化に加え、コロナ禍における調査環境の悪化により、統計調査員の担い手が減少し、その確保に苦慮しており、一部の市町村ではほぼすべての調査員を職員で賄っている。高齢化の状況についても、直近の住宅土地統計調査において、調査員の約3割が70歳以上となっており、近い将来、調査員の不足により現在の調査精度を維持できなくなるおそれがある。新規調査員確保のためには、業務内容や報酬の見直しを進め、他の仕事と比較した際に積極的に選ばれるものにしなければならない。

○高齢化の進展や、調査事務の複雑化もあり調査員の担い手不足が深刻化している。実際に、当市における直近の住宅土地統計調査についても、調査員1人につき3調査区を基本としていたが、5～6調査区受け持つ調査員も多数いた。

○現在、基幹統計調査に係る調査票配布等の業務については、登録調査員や市職員等により行っている。年々、統計調査を取り巻く環境が厳しさを増しており、調査員の業務負担は大きくなっているが、登録調査員の高齢化が進んでおり、統計調査によっては調査員の確保が難しくなっている。

○当市においても、登録統計調査員の高齢化が進行している。比較的大規模な基幹統計調査においては、指導員及び調査員の確保に苦慮しており、調査の都度、公募による調査員の確保を行っている。一定の水準を満たす調査員を継続して確保するために、国勢調査等における調査員事務の民間委託を拡充してほしい。

○当市においても国勢調査時には登録調査員以外に自治会長などに調査員等をお願いしているが、それでも足りないため、市職員が穴埋めをしている。直近の令和2年国勢調査における調査員等に占める職員の割合は、調査員が468人中107人(割合22.9%)、指導員が79人中63人(割合79.7%)であった。登録調査員の高齢化・担い手不足に加え、自治体職員数も減少してきており、統計調査の在り方・調査の手法そのものを見直す時期に差し掛かっていると考える。

○基幹統計調査においては、少子高齢化に伴う調査員確保の困難化により、調査員調査の制度設計を維持することが年々厳しい状況になっており、円滑な調査に支障が生じる場面も見受けられる。

各府省からの第1次回答

政府の統計調査における民間事業者の活用に関しては、「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン」(平成17年3月31日統計企画会議申合せ、最終改正令和4年3月23日)を定め、積極的に取り組んでいるところ。

ただ、調査員による実査業務については、現時点の民間事業者の履行能力を勘案し、事業者における調査員の確保方法、調査員の能力及び経験、調査員の指導、管理体制等の実情を的確に把握し、活用の可能性を十分に検討することとしており、特に、以下の調査は、調査結果の精度が低下した場合、国の統計全体の精度や国政の運営に大きな支障が生じるおそれがあるため、慎重かつ十分に検討することとしている。

①国が行う多数の統計調査の母集団情報を提供することを目的とした調査(国勢調査、経済センサス)

②一定の行政分野(日本標準産業分類の大分類に該当する産業分野等)又は生活分野に関する国の統計調査(標本調査)の母集団情報を提供することを目的とした調査(農林業センサス、国民生活基礎調査等)

③閣議に定期的に報告され、調査結果が政府の経済財政運営の重要な基礎資料として利用されている調査(労働力調査、小売物価統計調査等)

ご提案のあった具体の基幹統計調査に関する事務の民間委託の検討状況については、以下のとおり。

○国勢調査(国勢統計)については、平成27年調査から、共同住宅の管理会社等への調査員事務の業務委託の枠組みを整備している。(国勢調査令第十二条の三)

○経済センサス-活動調査(経済構造統計)については、平成28年調査から、複合商業施設等への調査員事務の業務委託の枠組を整備している。(経済センサス活動調査規則第十条の二)

○農林業センサス(農林業構造統計)については、調査対象が農村部に広く散在する中で、悉皆調査であり、確実な回収が必要なことを踏まえると、実査の履行能力を有する民間事業者を確保すること自体が難しいことから、実査業務の民間委託は現実的ではないと考えている。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

基幹統計調査に関する事務の民間委託について、実現性の高い部分から検討を進めていただいていることは承知しており、また国勢調査、経済センサス、農林業センサスなどの大規模調査において、実査の履行能力を有する民間事業者を確保することが難しいことも認識している。

一方で、特に国勢調査においては、その規模の大きさから調査員のほとんどを地元自治会に依頼しているのが現状である。そのような中、地元自治会の加入率も低下しており、高齢化などで自治会の運営が困難になったとして、解散を検討する自治会も出てきている。これを踏まえると、現在の自治会を中心に調査員を募る方法でも、将来的に、調査結果の精度を維持することはできなくなると考えている。現に、事務処理要領で想定されている、標準的な調査員数を充足できなくなっており、またそのことが調査員の調査負担の過重感を増加させ、調査への従事が忌避される悪循環が生じている。加えて、不在世帯への複数回にわたる訪問や、非協力世帯に対する心理的な負担から、調査員報酬が十分な金額ではないと感じる方も多く、特に国勢調査は自治会の方のご厚意に甘える形で、半ば有償ボランティアのような形で従事していただいている。

すぐに全面的に民間委託することが困難であることは理解するものの、調査を実施する側の人手不足・高齢化等を見据えた調査制度を検討・構築いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】
提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。

【全国市長会】

調査員・指導員の確保については、全国的な課題であり、自治会の加入率低下や人手不足・高齢化等を見据えた調査制度や行政記録情報の統計調査利活用に向けた制度の検討・構築を求める意見が寄せられている。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 再検討要請

整理番号	205	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
(管理番号	205)			提案分野	12_その他

提案事項(事項名)

県予算を経由しない補助金等の市町村等への交付事務の見直し

提案団体

広島県、宮城県、広島市、中国地方知事会

制度の所管・関係府省

内閣府、こども家庭庁、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、環境省

求める措置の具体的内容

以下の2点について、補助金等に係る法定受託事務の見直しを求める。

- ①「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」第26条第2項に基づき、国の補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行うことについては、国が直接実施するよう見直しを求める。
- ②「会計法」第48条第1項に基づき、国の歳入等に関する事務を都道府県が行うことについては、国が直接実施するよう見直しを求める。

具体的な支障事例

【①補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律について】

「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」第26条第2項に基づく県予算を経由しない補助金等の市町村等への交付事務については、デジタル化の進展や公印省略による紙文書送付の廃止等を踏まえれば、国において直接実施が可能であり、また、補正指示や質疑対応を含めて、外部委託なども含めて必要な執行体制を国において構築することが、安定的かつ即時的な事務の実施に必要不可欠と考える。

また、市町村等の事業執行に当たり、都道府県を介して命令や質疑応答を行うことは効率性及び即時性に欠ける。

特に、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金や物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金などのように緊急対応を要する事業については、国民の生命身体を守る上で必要不可欠な事務であるにもかかわらず、安定的な実施体制を確保できないというリスクが常に生じていることから、「円滑な執行の確保」が図られるよう、一義的には国の責任において対応すべきである。

当県では、平成の大合併により86市町村から23市町に削減している。このように市町村の数も減少していることから、都道府県へ事務を分散させずとも、国において直接実施が可能と考える。

【②会計法について】

会計法に基づく事務は、①に付随する事務であり、併せて国において直接実施すべきと考える。

なお、官庁会計システム(ADAMS)により、補助金等業務に関係して都道府県が実施している事務は、現地において実施することそのものに意味のあるものではないため、同様に国において実施すべきと考える。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

国と市町村等との間で、都道府県を介することなく実施することで事務の効率化が図られる。いわゆる補助金等の交付事務に関連して、国から都道府県に対して市町村等への調査や取りまとめなども行うこととなっているが、国において直接実施されることにより、これまで都道府県職員が当該事務に充てていた時間が削減される。（時間外勤務の縮減につながる。）これにより、本来都道府県が強化すべき、政策的な事業・業務に人役を充てることができる。

根拠法令等

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第 26 条第 2 項、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第 17 条、会計法第 48 条第 1 項、予算決算及び会計令第 140 条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北海道、函館市、大田原市、山梨県、大阪府、福岡県、熊本市

○新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金や物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金については、支払事務や繰越事務等の業務が膨大であるだけでなく、国からの極端に短い期限の照会への対応などにより、交付金以外の業務への対応が困難な状況が続いている。特に年度末や年度初めに至っては、担当者が異動になることもあり、交付金以外の事務について対応ができない状況となっている。

各府省からの第 1 次回答

補助金等の交付事務の一部を都道府県が行うこととする場合、当該都道府県知事の同意を求めなければならないこととされており、国の一方的判断で都道府県に処理させることを認めることを許しているものではない。（会計法に係る規定についても同様）このため、本提案の内容については、既に補助金等適正化法令及び会計法令上措置されており、制度の見直しは要しないものとする。また、現在、250 を超える事業について法定受託事務が定められているが、仮に全ての事業について都道府県への法定受託を行わない場合、各府省に相当の追加人員を手当する必要があるが生じるが、各事業の実施に当たっては、その目的・対象・事務手続き等を総合的に勘案して、より効果的・効率的な手法を選択することが望ましいため、市町村等向けの交付事務について一律に法定受託を禁止することは適切ではないと考える。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

今後、補助金適正化法等に基づき法定受託事務の同意依頼があった場合には、今回の「関係府省からの第 1 次回答」の内容を踏まえ、同意の可否を検討していきたい。なお、デジタル化の進展や公印省略による紙文書送付の廃止等を踏まえれば、国において直接実施が可能と考えるため、積極的な検討を求めたい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】
当該提案に係る事務について都道府県を経由する必要があるか、現場の実情を踏まえ、各補助金等について個別に検討が必要な事項である。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 再検討要請

整理番号	206	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
(管理番号	206)			提案分野	12_その他

提案事項(事項名)

地方公共団体から国の機関に対する公金支払事務において口座払いを可能とすること

提案団体

郡山市、愛知県

制度の所管・関係府省

総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省

求める措置の具体的内容

現在、地方公共団体から国の機関に対する納付書による借地料、貸付料、返還金、還付金、租税公課等の支出について、口座振込で対応できるように変更を求める。

具体的な支障事例

当市では、「指定金融機関等に取り扱わせている公金収納等事務に要する経費の取扱い等について(通知)」(令和4年3月29日総行第85号総税企第35号)及び総務省「指定金融機関等に取り扱わせている公金収納等事務に要する経費の取扱い等について(通知)」(2022年3月29日2022事会第29号)を受け、公金取扱手数料について、指定金融機関との協議を進めている。

現在は、指定金融機関との事務取扱手数料に関する契約の中で公金収納等事務に要する経費を負担しているが、この度の協議経過において、指定金融機関から示された要望額は、口座振込及び帳票(納付書)ともに現在の経費を大きく上回るものである。

口座振込手数料については、令和6年10月から、これまで無料とされてきた「銀行間手数料」が、一般社団法人全国銀行資金決済ネットワークが定める「内国為替制度運営費」へ移行され、1件62円(税別)の手数料負担に及びざるを得ないことに加え、指定金融機関が示す手数料が上乗せされた手数料が示されている。

さらに、帳票による支払については、金融機関におけるコストが大きいことから、要望単価は指定金融機関の行内規定単価と同額であり、非常に高額となっている。

については、当市は、自治体の経費負担を抑制すること及び公金収納等事務の効率化・合理化を目的に、現在、帳票(納付書)により支出を行う件数を減少すべく、支払相手方に依頼する方向で検討している。

国の機関への納付書による支払い例
電波利用料、成年後見制度利用支援事業鑑定料、相続財産管理人選任に係る予納金及び官報公告料、消費税確定申告納付金、国有財産貸付料、被災者支援総合交付金額の確定に伴う返還金、社会保険料(個人負担分及び事業主負担分)、国有林借地料、借入償還金(国土交通省分)

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

公金等収納事務にかかる地方公共団体と指定金融機関等の経費負担の適正化は、指定金融機関制度を維持する上で不可欠であるが、一方、その原資は税等であり、直接住民の負担となるものであることから、住民等に対する説明責任を果たす必要がある。

また、納付書による支払は、金融機関において多大な事務負担が発生していることから、従前より指定金融機関から見直しを要望されているところである。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

自治体の公金収納等事務に係る経費の負担軽減及び公金収納等事務の効率化・合理化が図られる。

根拠法令等

歳入徴収官事務規定(昭和 27 年大蔵省令第 141 号)第9条
国税収納金整理資金事務取扱規則(昭和 29 年大蔵省令第 39 号)第 12 条
指定金融機関等に取り扱わせている公金収納等事務に要する経費の取扱い等について(通知)(令和4年3月29日総行行第 85 号総税企第 35 号)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

浜松市、斑鳩町、今治市、熊本市、宮崎県、鹿児島市

—

各府省からの第 1 次回答

○提案団体より示されている手数料等の納付方法に対する回答

1. 総務省

・電波利用料については、すでに口座振込(注)が可能となっているため、ご要望には対応済みといった認識である。

注:ここで言う「口座振込」は、次の2つを意味すると考えられるが、電波利用料においてはいずれも可能。

(1) 納付義務者が保有している金融機関の口座に、いわゆる「口座振替」を設定し、支払日が到来したら、当該金融機関が支払い(振込)事務を行うもの。

(2) 毎回、請求がある度に、納付義務者が保有している金融機関の口座から、ATMやインターネットバンキング機能などを利用して、当該金融機関に支払いを指示し、当該金融機関が支払い(振込)事務を行うもの(=いわゆるペイジー利用による口座振込)

なお、(1)の根拠規定は、電波法第 103 条の2第 23 項。(2)の根拠規定については、現行法上、(特に規定をおかずとも)可能(=根拠規定なし)。

<参考> 情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律についてのガイドライン(令和4年 10 月 18 日デジタル庁)によれば、インターネットバンキングは、手続きがオンラインで行われるといった特殊性を除けば納付義務者本人による現金支払いと同視することができるとしている。その上で、財政法には、デジタル納付を妨げる規定はなく、個別法において(印紙払いによる納付に限る等の)現金以外の納付方法に限る規定がなければ可能としている(P3)。なお、電波法においては、そのような現金以外の納付方法に限る規定はない。

口座振込の周知については、注(1)及び注(2)のいずれについても、納付義務者に直接送付している納付書や、同封しているリーフレットに記載する形で実施している。また、総務省 電波利用ホームページなどにおいても、実施している。

2. 財務省

・消費税確定申告等により納税者が国税を納付するに当たっては、納付書・現金を用いない納付手続としてダイレクト納付(e-Tax による口座振替)、インターネットバンキング、スマホアプリ納付、クレジットカード納付といったキャッシュレス納付手段を用意しているところ、特にダイレクト納付(e-Tax による口座振替)については、税務署に事前に届け出ることによって予め指定した口座から口座引落としにより国税の納付が可能である。

・国有財産貸付料は、国有財産法において口座振替による納付を可能とする取扱いとしている。加えて、官庁会計システム(ADAMS II)を通して発行される納入告知書等についてはペイジーでの納付(ATM やインターネットバンキングでの納付)も可能となっている。

3. 文部科学省

・被災者支援総合交付金は予算補助であり、その額の確定に伴う返還金は、現状、官庁会計システム(ADAMS II)を通して発行される納入告知書等による納付にのみ対応しているところ、当該納入告知書等においてペイジーでの納付(ATM やインターネットバンキングでの納付)も可能となっている。

4. 厚生労働省

・社会保険料のうち労働保険料(労災保険料及び雇用保険料)については、「労働保険の保険料の徴収等に関する法律」において口座振替による納付を可能とする取扱いとしている。

加えて、電子申請によって労働保険料に係る申告を行う場合や労働局から送付される納入告知書等を用いる場合は、ペイジーでの納付(ATM やインターネットバンキングでの納付)も可能となっている。

・社会保険料のうち厚生年金保険料については、厚生年金保険法において口座振替による納付を可能とする取扱いとしている。加えて、日本年金機構から送付される納入告知書については、ペイジーでの納付(ATM やインターネットバンキングでの納付)も可能となっている。

(同法上は、自治体による納付についても妨げられるものではない)

5. 農林水産省

・国有林野貸付料は、国有財産法第 23 条第2項において口座振替による納付を可能とする取扱いとしている。加えて、官庁会計システム(ADAMSⅡ)を通して発行される納入告知書等についてはペイジーでの納付(ATM やインターネットバンキングでの納付)も可能となっている。

6. 国土交通省

・借入償還金は、官庁会計システム(ADAMSⅡ)を通して発行される納入告知書等についてはペイジーでの納付(ATM やインターネットバンキングでの納付)も可能となっている。

(参考)公金の納付方法に関する法令上の定めについて

「根拠法令等」欄に記載された歳入徴収官事務規程第 9 条及び国税収納金整理資金事務取扱規則第 12 条は、納入の告知を文書で行う旨を示した規定であり、具体的な納付方法を規定しているものではない。

また、国の収入について規定している財政法においても、収入の納付方法について何ら制限を設けておらず、振込を含むデジタル納付を行うことは、財政法においても妨げられていない。

実際のところ

・官庁会計システム(ADAMSⅡ)を通して発行される納入告知書等においては、ペイジーでの納付(ATM やインターネットバンキングでの納付)が可能

・個別法に現金以外の納付方法(印紙や証券)に限る旨の規定がある歳入等の納付については、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成 14 年法律第 151 号)や情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律(令和4年法律第 39 号)に基づき主務省令で定めることにより、インターネットバンキングによることが可能

・情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律に基づき主務省令で定めた場合には、クレジットカード決済等(クレジットカード決済、電子マネー決済、QRコード決済及びコンビニ決済)による納付が可能

となっているところであり、手数料等の納付方法については、各省各庁が自ら選択しうる状況にある。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

令和4年3月 29 日付総務省通知の趣旨を踏まえ、インターネットバンキング等の情報通信技術を最大限に活用できるよう、支払方法について引き続き検討して参りたい。

一方、現状では電子記憶媒体(DVD)を利用した口座振込の方法(当県の場合)を実施しており、インターネットバンキングの活用によって財務会計システムの改修等新たな経費負担の発生が見込まれることから、インターネットバンキングに限らず口座振込を可能とする方法についてご検討いただきたい。

ペイジー利用による支払の場合、インターネットバンキングを使用する際の新たな経費負担発生や、資金前渡により現金で支払う場合のセキュリティなど課題もあるが、情報通信技術を最大限に活用できるよう、支払方法について引き続き検討して参りたい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

現行制度で対応可能である旨について、十分な周知を行うべきである。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 再検討要請

整理番号	211	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
(管理番号	211)			提案分野	02_農業・農地

提案事項(事項名)

安全・安心な捕獲イノシシの円滑な食肉利用のための「感染確認区域」の具体的な解除基準の設定

提案団体

兵庫県

制度の所管・関係府省

農林水産省

求める措置の具体的な内容

当該区域内で捕獲した野生イノシシをジビエ利用するために個体毎の血液 PCR 検査を要する「感染確認区域」について、具体的な解除基準を早期に示すこと

具体的な支障事例

【現状・支障】
豚熱陽性の野生イノシシが確認された都道府県や隣接都道府県においては、野生イノシシを介した豚熱ウイルスの拡散防止対策として、感染確認区域(野生イノシシ陽性確認地点から半径 10km 圏内の区域)はエリア全体で捕獲を強化することを基本とする等、野生イノシシの個体数削減のための捕獲強化に取り組んでいる。
一方、感染確認区域で捕獲した野生イノシシについては、令和3年4月から一定の条件を満たす場合にはジビエ利用が可能となったものの、条件の1つとして「豚熱感染確認区域におけるジビエ利用の手引き」に基づき、個体毎に血液 PCR 検査による陰性確認が必要となっている。
当県内には当該検査に対応できる検査機関が無く、外部検査機関((一財)生物安全化学研究所)に委託した場合、約 13,000 円/頭の経費と検査結果の判明に約2週間を要し、検査結果が判明するまで一次処理(剥皮・内臓摘出)後の個体は保冷库等での一時保管が必要である等、当該区域で捕獲した野生イノシシのジビエ利用には処理加工施設の負担も大きい。そのため、当県の観光資源であるイノシシ肉が十分に流通できない状況が続いている。
感染確認区域の解除等に関する具体的なルールづくりについては、令和3年 10 月開催の第1回野生イノシシ豚熱対策検討会の資料でも「引き続き、関係部局間での検討が必要」とされているものの、現在も感染確認区域の解除基準は示されておらず、陽性個体が1頭確認されて以降は新たな感染が確認されていない地域も解除されないため、処理加工施設においては事業継続の見通しがつかない状況が続いている。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

県内の食肉処理事業者から、豚熱感染確認区域の解除基準はどうなっているのかとの問い合わせがある。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

安全・安心な捕獲イノシシの円滑な食肉利用を図ることが可能となり、処理加工施設の事業継続と観光資源の有効活用により地域の振興に資する。

根拠法令等

豚熱まん延防止のための野生イノシシの捕獲強化の方針について
豚熱感染確認区域におけるジビエ利用の手引き

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

鳥取県、徳島県

○当県では、2018 年以降、豚熱陽性イノシシが確認されているが、長期間新たな陽性イノシシが確認されていない地区がある。現状、解除基準の設定がなく、感染確認区域におけるジビエ利用の手引きを順守しているため、県内処理加工施設では、当県産ジビエ利用数量が制限され、他県産を利用せざるを得ない状況となっている。

各府省からの第 1 次回答

野生イノシシ陽性確認地点から半径 10 km 圏内の区域（以下「感染確認区域」という。）内は環境中の豚熱ウイルス濃度が高く、イノシシの肉、内臓等が感染源となって野生イノシシ、飼養豚等にウイルスが伝播するおそれがあることを踏まえ、豚熱ウイルスの拡散防止に留意する必要がある。

このため、感染確認区域において捕獲された野生イノシシのジビエ利用に当たっては、家畜防疫及び食品衛生の観点から安全性を確保するために必要な取組として、①衛生的な施設において処理されること及び②出荷時に PCR 検査を実施し豚熱及びアフリカ豚熱が陰性であることを求めている。

これまで、当該検査において、1 年以上野生イノシシの豚熱陽性が確認されていない感染確認地域で捕獲された野生イノシシについて、陽性が確認された事例がみられていること、国内で広く感染が拡大している状況を踏まえ感染が減少した地域においても再度感染上昇する可能性があり、実際そのような例があることを踏まえ、専門家の意見も踏まえ、現状では、解除を検討する段階ではないと考えている。

なお、野生イノシシの捕獲の推進により、生息密度の低減を図ることは、豚熱対策としても重要な取組であり、この観点からジビエ利用は効果的な側面を有していると認識している。処理加工施設における利用数量の制限については、ジビエ利用するための検査対象個体をサーベイランスに必要な個体数に限っていたが、こうした制限については、既に、2023 年 4 月の「豚熱感染確認区域におけるジビエ利用の手引き」の改正により撤廃したところ。また、外部検査機関の利用も進めており、今年度から貴県が採用した検査施設では、原則検体到着当日又は翌日には検査結果が判明するものと承知している。あわせて、検査費用についても鳥獣被害防止総合対策交付金が利用可能となっている。

農林水産省では、豚熱の感染状況に関わらず、より広域なジビエ利用の促進を目的とし、貴県担当者も加え、感染確認区域を含む広域ジビエ利用に関する勉強会を開催するなどの検討を行っている。引き続き、野生イノシシの豚熱感染状況等についてサーベイランス結果を注視するとともに、豚熱の感染リスクを管理できる方法を検討し、より適切かつ有効な対策を講じてまいりたい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

当県では令和 3 年 3 月に初めて野生イノシシでの陽性が確認されて以降、「感染確認区域」の解除基準が設定されていないため、県内の一部地域を除き、ほぼ全域が豚熱感染確認区域になっている。

豚熱ウイルスの拡散防止に留意する必要があることは十分に理解しているが、一方で、イノシシよりも商用価値の低いシカを有効活用したペットフード開発や食肉加工に努めているものの、イノシシ活用の先行きが見えない中で赤字経営を強いられている処理加工施設においては、このまま解除基準が示されなければ、事業継続の判断ができない状況にある。そのため、1 年よりさらに長期にわたり、野生イノシシの豚熱陽性が確認されていない「感染確認区域」が複数の地域で生じている実態等も踏まえ、新規感染状況や再発状況に応じた解除基準設定や利用規制緩和基準を早急に示すことが必要であるとともに可能と考える。

第 1 回野生イノシシ豚熱対策検討会の資料で「引き続き、関係部局間での検討が必要」とされているものの、具体的な解除基準設定に向けた検討状況も示されていないため、早急に現在の検討状況等を地方団体に示すとともに、今後は地方団体も交えた検討を是非ともお願いしたい。

なお、当該交付金による PCR 検査が可能であることは承知しているが、150 万円／県の限度額設定では外部検査機関による PCR 検査の可能検査数は 115 頭であり、当県の令和 4 年度のシカのジビエ利用率（29%）並みのイノシシのジビエ利用に必要な約 4,600 頭の検査実施には乖離が大きく、また、商用利用目的である処理加

工施設が発注するPCR検査が当該交付金の対象外である点等については、改善を検討願いたい。

各府省からの第１次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 再検討要請

整理番号	221	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
(管理番号	221)			提案分野	02_農業・農地

提案事項(事項名)

土地改良施設突発事故復旧事業における同意徴収手続きの見直し

提案団体

千葉県、福島県、栃木県

制度の所管・関係府省

農林水産省

求める措置の具体的内容

土地改良施設突発事故復旧事業において農家負担を求める場合に必要な同意徴集を省略し、関係土地改良区の総会の議決に代えることを可能とすることを求める。

具体的な支障事例

【現行制度】
土地改良施設突発事故復旧事業については、農業者からの申請によらず、国または地方公共団体が、災害復旧事業と同一の手続きで実施できるよう措置されており、原則、農家負担なしで実施するものである。
事業実施に当たり農家から負担を求める場合、土地改良法の手続きにより、受益者の2／3以上の同意を得ることが必要となる。

【支障事例】
土地改良施設の突発事故が、受益地が複数市町村にまたがる施設で発生した場合、平時の維持管理費用を負担していない市町村に負担を求めることができない。
また、財政力が乏しい市町村の場合は、そもそも農家負担なしでは事業が実施できない。
農家負担ありで事業を実施する場合、受益者の2／3以上の同意を得る必要があり、速やかな復旧対応の支障となっている。

【支障の解決策】
農家負担を求める際の、受益者の2／3以上の同意について、関係土地改良区の同意で代えられるようにすることで、速やかな復旧対応が可能となる。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

当県の複数の土地改良区から同事業の制度改革に対して要望があった。

制度改革による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

農業水利施設の老朽化により近年増加傾向にある突発的な事故に対して、迅速かつ機動的な復旧が可能となり、安定的な用水供給に資する。

根拠法令等

土地改良法第91条第4項(第90条第4項、第7項を準用)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

宮崎県

—

各府省からの第１次回答

土地改良事業の実施に当たっては、受益者の私的財産である農用地の利用関係に影響を及ぼし、事業に要する費用負担を求めること等から、原則として受益者からの申請、3分の2以上の同意が必要とされている。土地改良施設突発事故復旧事業については、速やかに実施できるよう受益者からの申請を必要としておりませんが、事業実施後に当該事業に係る負担金を受益者から徴収しようとする場合には、土地改良法において、受益者の権利保護の観点から、他の事業と同様、3分の2以上の同意を得る必要があるものとされている。

各府省からの第１次回答を踏まえた提案団体からの見解

回答のとおり、土地改良施設突発事故復旧事業に係る負担金を受益者から徴収しようとする場合には、土地改良法において、3分の2以上の同意を得る必要がある。

一方で、土地改良施設突発事故復旧事業と同様の手続きで実施することができる、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律に基づく災害復旧事業においては、受益者からの負担に係る同意徴収について定められていない。これは、災害復旧事業は被災箇所の早期復旧のため、手続きを簡略化するために、同意徴収について法律に明記していないものと思料される。

また、「土地改良施設の更新事業のうち、機能維持を図るもの」については、土地改良法上、事業参加資格者の3分の2以上の同意に代え、土地改良区の総（代）会の議決で事業を実施することが可能となっている。

土地改良施設突発事故復旧事業については、突発的な事故による農業被害等を防止することを目的としており、そのためには事故の早期復旧が必要となる。また、原形に復旧する又は従前の効用を回復することを実施する事業であり、「土地改良施設の更新事業のうち、機能維持を図るもの」と同様の事業内容であると思料されることから、土地改良法上同様の取り扱いをされるよう土地改良法を改正することで、同意徴収を不要とすることを求める。

各府省からの第１次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】
提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 再検討要請

整理番号	223	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
(管理番号	223)			提案分野	02_農業・農地

提案事項(事項名)

農振法上の土地改良事業の判断基準の明確化

提案団体

千葉県、栃木県

制度の所管・関係府省

農林水産省

求める措置の具体的内容

農振法上、事業完了後8年未経過で農用地区域から除外できる土地(「農業の生産性を向上することを直接の目的としない」事業の施行区域内の土地)に該当するか否かが明確となるよう、事例集や Q&A の作成を求める。

具体的な支障事例

【現行制度】
農業振興地域の整備に関する法律(以下「農振法」という。)第 10 条第3項第2号に、土地改良事業等の農用地等とすることが適当な土地が規定されており、該当する土地は、事業実施後8年間は農用地利用計画から除外が行えない。
農振法規則第4条の3では、上記に該当しない土地として、「その他の農業の生産性を向上することを直接の目的としないものを除く」とある。

【支障事例】
当県では、土地改良事業施工区域(実施中又は8年未経過の区域)の土地を農用地区域から除外したいという相談が多くある。相談において、ストックマネジメント事業を実施中の受益内の土地を農振除外するにあたって、当該事業が農業用排水施設の単純更新であったことから、ガイドラインに則って農振法上の土地改良事業であると判断し、農振除外ができないと事業者等に説明していた。その後、農林水産省から示されている担当者限りの Q&A にて「施設更新の実施内容によっては、「農業の生産性を向上することを直接の目的としないもの」に該当する。」と記載があり、農政局に確認したところ、農振法上の対象事業には該当しないとして、当初の判断を変更するに至った事例がある。
本事案は、農振法ガイドラインと農林水産省から示されている担当者限りの Q&A の記載内容に差異があるため、発生した事案であり、市町村ないし開発事業者との信頼関係構築に影響を及ぼしかねない。

【支障の解決策】
農振法規則第4条の3に規定する「その他農業の生産性を向上することを直接の目的としないもの」について、事務担当者や土地改良事業実施者(農業者等)が的確に判断ができるように、具体的な事例等を用いて明確化すること。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

土地改良事業は土地改良区からの申請により実施されるため、開発事業者等から土地改良事業であるかの照会があった際に、土地改良区が問い合わせ先となる場合が多い。
しかしながら、土地改良区は農家の集まりであり、農振法や農地法についての理解が深いわけではない。
そのため、農振法上の土地改良事業等に該当するのかわからない。

(農振除外要件となる8年未経過の事業がわかりやすく具体的に示されていないため、事業推進への不信感が出てしまっている)

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

基準が明確化されることで、確認作業が効率化・正確化され、手戻り等もなくなるため、事務担当者や受益者等の負担が軽減される。

明確な基準が農振法や同法ガイドラインで明示されることで、農用地区域からの除外について予見可能性が高まる。

根拠法令等

農業振興地域の整備に関する法律第10条第3項第2号、第13条第2項第6号

農業振興地域の整備に関する法律施行令第9条

農業振興地域の整備に関する法律規則第4条の3

農業振興地域制度に関するガイドライン

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

花巻市、長野県

○当県では、農振除外の手続きの際、農振法担当課から農業土木担当課に、土地改良事業等の有無を確認しているが、担当者によって、理解に差があり、後になり当時の判断に疑義が生じた案件がある。従って、農振法上の土地改良事業が明確化されれば、判断が適格となることが期待できる。

各府省からの第1次回答

土地改良事業等の施行に係る区域内の土地については、農業生産性が高い土地であることから、今後、おおむね10年以上にわたり農業上の利用を確保すべき土地として、農振法第10条第3項第2号において、農用地区域として設定する土地とされているが、農振法施行規則第4条の3第1号本文において、当該土地改良事業等のうち、「主として農用地の災害を防止することを目的とするものその他の農業の生産性を向上することを直接の目的としないもの」は農用地区域に含めるべき土地から除かれている。

また、同号イにおいて、農業用排水施設の新設又は変更に係る事業のうち、「農業の生産性の向上が相当程度図られると見込まれない土地」についても、農用地区域に含めるべき土地から除かれている。

上記の法令の解釈については、農振法ガイドライン第13の1(2)に示しているが、ガイドラインの性格上、個別具体的な事業を記載するのではなく、法令の解釈として、一般的な考え方を記載しているものである。

このため、ご提案の内容を踏まえ、土地改良事業担当原課とも十分に連携した上で、農振法ガイドラインと各事業の担当者限りのQ&Aの記載内容の確認を行い、具体的な事業ごとに農振法第10条第3項第2号に規定する土地改良事業に該当するか否かについて明確になるよう、通知の発出等を検討したい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

第1次回答に異議はない。引き続き御検討をお願いしたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 再検討要請

整理番号	224	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
(管理番号	224)			提案分野	02_農業・農地

提案事項(事項名)

土地改良事業関係補助金交付要綱等における交付決定前着手の運用の見直し

提案団体

千葉県、福島県

制度の所管・関係府省

農林水産省

求める措置の具体的内容

土地改良事業関係補助金交付要綱(水利施設等保全高度化事業等)、農業水路等長寿命化・防災減災事業交付金交付要綱、農山漁村地域整備交付金交付要綱において、施工時期の平準化や適正工期の確保等を理由とする交付決定前着手を可能とすること。また、交付決定日に関わらず、その効力を4月1日から生じさせること。

具体的な支障事例

【現行制度】
補助金交付決定前着手の制度はあるが、公益上真にやむえない理由に限った運用であり、原則、事前着手は認められていないため、工事の発注時期は交付決定後の5月下旬以降となってしまう。
発注時期が重なり施工時期も繁忙期となることから、技術者不足による入札不調の原因等になっている。

【支障事例】
土地改良事業関係補助金交付要綱(水利施設等保全高度化事業等)、農業水路等長寿命化・防災減災事業交付金交付要綱、農山漁村地域整備交付金交付要綱に係る事業の発注時期が5月下旬に集中している。
それらに係る入札では、令和5年度には入札不調となった約30件の内11件が技術者不足等による理由で入札不調が発生している。
なお、これらの補助金を活用して実施する事業は納期を3月に設定する必要がある、時間のかかる事業であり、入札を後ろ倒しして平準化を図ることができない。

【支障の解決策】
国土交通省の社会資本整備総合交付金事業の事例等を参考に、
・施工時期の平準化や適正工期の確保、前年度からの継続事業であることを理由とする交付決定前着手を可能とすること。
・交付決定前着手の場合における交付決定の効力を4月1日とすること。特に、債務負担行為を設定して複数年度で行う事業については、初年度に一括設計審査を行うなどにより、同日から継続事業の着手を可能とすること。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

工事の平準化、適正工期の確保

根拠法令等

土地改良事業関係補助事業の補助金交付決定前着手の取扱いについて(令和元年 11 月 1 日付け元農振第 1992 号)
土地改良事業関係補助事業の補助金交付決定前着手が公益上真にやむを得ないと認められる場合に該当する事例について(令和2年4月8日付け関東農政局農村振興部水利整備課調整係長事務連絡)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

青森県、岩手県、宮城県、埼玉県、長野県、兵庫県、熊本県、宮崎県

○提案されている事業のほか、農地耕作条件改善事業交付金交付要綱においても提案団体と同様の支障事例がある。
○土地改良事業関係補助金交付要綱(農業競争力強化農地整備事業、水利施設等保全高度化事業)に基づき実施する実施計画策定事業において、水田かんがいの計画用水量を算定するために必要な代かき用水量調査では、地域の代かき期(概ね4～6月)に合わせて現場着手する必要がある。特に、当県北部の代かき期は4月下旬と早く、調査業務に係る発注・入札期間を鑑みて、当該年度予算が4月早々に割当てされなければ適期での現場着手が不可となり、計画策定が困難な状況である。地域事情に即した事業実施が可能となるよう交付決定前着手を柔軟に対応されたい。
○当県においては、排水機場の更新整備工事を多く発注しており、交付決定前着手について要件緩和の意見に参画したい。農地防災事業等補助金交付要綱及び農地保全に係る海岸保全施設整備事業棟補助金交付要綱について、追加を希望する。
○4月下旬に交付申請を行い、5月中旬の公告を予定していた案件があったが、公告日直前まで交付決定が下りず、発注が後ろ倒しになり平準化に応じた発注ができなくなる危険が生じた。

各府省からの第1次回答

各要綱に基づく事業の実施にあたっては、補助金等の交付決定を受けた後に着手すべきものであるが、不調・不落対策のための施工時期の平準化等を公益上真にやむを得ないと認められる場合として扱い、現行制度でも交付決定前着手を認めていることから、地方農政局に再度、現行制度の周知を行い、自治体に指導・助言をしてまいりたい。なお、早期発注等に伴い4月早々に交付決定が必要なことが予見されている場合は、国庫債務負担行為の活用も可能な場合があるため、併せて周知を行い、同様に指導・助言をしてまいりたい。
また、海岸保全施設整備事業等補助金についても事業の実態を把握のうえ、公益上真にやむを得ないと認められる場合は、交付決定前着手の導入について検討してまいりたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

ご回答の内容について、地方との間で判断に齟齬が生じないよう、「土地改良事業関係補助事業の補助金交付決定前着手の運用について」(令和6年4月1日付け事務連絡)において、「災害復旧への対応により一般公共事業の工事や設計業務等が不調・不落となるおそれがある等、施工時期を平準化することにより、業者が応札しやすい環境を整備する必要がある場合」について、「災害復旧への対応により」という記載を削除していただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】
現行制度で対応可能な部分については、その旨十分な周知を行い、対応ができない部分については、提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 再検討要請

整理番号	226	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
(管理番号	226)			提案分野	02_農業・農地

提案事項(事項名)

国有農地等の引継の見直し

提案団体

千葉県、栃木県

制度の所管・関係府省

農林水産省

求める措置の具体的内容

国有農地等を非農業的利用目的で処分する際の財務省への引継に必要な測量や除草剪定等の事務を都道府県の法定受託事務から除外すること。

具体的な支障事例

【現行制度】
旧農地法等により、国有農地等及び開拓財産の管理、売払い等の事務(以下、「国有財産管理等事務」という。)については、法定受託事務として県が行っており、その費用については、国有農地等管理処分事業事務取扱交付金により実施している。
国有農地等の処分のうち、非農業利用目的で処分する場合は、測量や除草剪定等の要件を行ったうえで、農林水産省から財務省へ引継ぐこととなっている。

【支障事例】
交付金予算の削減や国有地の維持管理費の増加により、引継要件となっている測量や除草剪定等に必要な費用を十分に確保できず、財務省への引継ぎに時間を要することになり、国有農地等の処分促進及び維持管理業務に支障が生じている。

【支障の解決策】
上記交付金が増加されない場合は、国有財産管理等事務のうち、国有農地の処分の適正を期するために必要な管理や事務については、法定受託事務ではなく、国が直接実施していただく。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

引継ぎに時間を要することになり、取得希望者が買受を断念してしまう事例がある。
取得希望者の開発事業の進捗に影響が出る事例がある。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

国有農地等の処分促進

根拠法令等

旧農地法施行令第 15 条第1項第2号、第4項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

東京都、長野県、京都府、宮崎県

○財務省への引継ぎは国の内部手続きのため農林水産省で事務を行うのが相当である。
財務省と農林水産省との連携不足により引継ぎまで時間を要する案件がある。予算、人員が限られる中、処分が停滞している。

各府省からの第1次回答

国有農地等の管理は、旧農地法第78条第2項に基づき農林水産大臣から都道府県知事に法定受託事務して委任しており、都道府県が行う管理業務として、御提案の旧農地法施行令第15条第1項第2号に基づく維持及び保全（境界確定や除草・剪定等）が含まれている。

国有農地等は、農地改革以降、都道府県知事が買収・売渡しを行いながら管理してきており、その経緯や現場の状況を踏まえた管理を行う必要があるため、都道府県知事の法定受託事務（国費により管理費を手当）としていことから、国有農地等の管理業務を都道府県知事の法定受託事務から除外することは困難である。

引継に時間を要している点については、引き続き円滑に引継ぎが行われるよう努めてまいりたい。

一方で、国有農地等は、平成21年農地法改正により、平成21年12月15日以降に発生する国有農地は農林水産大臣が管理する仕組みに改めたところ。このため、都道府県知事が管理すべき国有農地等は、今後増えることはなく、また、都道府県による処分促進の結果、徐々にではありますが都道府県の管理面積は確実に減少しているところである。そのような中、国有農地等の管理等の経費である「国有農地等事務取扱交付金」は、基本的に、毎年度同額の予算を措置していることについて御理解いただきたい。

なお、測量については「国有農地等管理処分委託費」により、国が実施することも可能ですので、個別具体的に相談いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

国有農地等の管理については全額国庫予算となつてはいるが、県からの交付金予算に係る要望に対し、必要額が措置されず、国有農地等の管理に必要な業務を先送りする状況となっている。

特に、国有地の維持及び保全に係る、除草、剪定作業等については、土地周辺の市街化や住民要望の増加、更には労務単価の増などにより、必要な予算が年々増加する傾向にあり、また、この業務実施のために、財務省への引継ぎの際に必要な、境界確定、測量などに必要な予算を確保できなくなり、引継ぎに時間を要することになり悪循環となっている。

国有農地等については、1次回答のとおり都道府県知事が管理してきており、その現場の状況を踏まえた予算要望を行っているところであり、適宜ヒアリング等の実施など、早期の処分のために必要な措置をお願いしたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

法定受託事務であっても、その目的を達成するために必要な最小限度の義務付け・枠付けでなければならない。

また、「国有農地等管理処分委託費」により、測量は国が実施することも可能である旨については、十分な周知を行うべきである。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 再検討要請

整理番号	231	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
(管理番号	231)			提案分野	11_総務

提案事項(事項名)

財産区の土地を森林の施業・管理を目的として信託可能とすること

提案団体

愛知県

制度の所管・関係府省

総務省、農林水産省

求める措置の具体的内容

地方自治法施行令 169 条の6の普通財産を信託できる目的に、森林の施業・管理を追加すること。

具体的な支障事例

当県では、東三河地域の振興に取り組むため、地域づくりの主体となる県、市町村、経済団体、住民等が連携した「東三河ビジョン協議会」を設立。同協議会で 2030 年度までの重点的な政策の方向性を示す「東三河振興ビジョン 2030」を策定した。

同ビジョン推進にあたり、2024 年度から重点プロジェクト「東三河森林ルネッサンスプロジェクト」を実施する。同プロジェクトは、森林関連産業の成長産業化に向けた可能性を探り、森林資源を活用した東三河の振興を目指している。同プロジェクトの事業のひとつに、森林信託制度の導入検討を掲げており、現在、その実現可能性調査を事業として実施している。

この事業において、森林信託の候補地をピックアップしたところ、県内の「財産区の森林」が候補のひとつとしてピックアップされた。財産区を含む地方公共団体の普通財産である土地については、地方自治法第 238 条の 5、および同施行令第 169 条の6の規定により、信託できるのは、信託の目的が「信託された土地に建物を建築」又は「信託された土地を造成」に限定されている。このため、財産区の土地を、森林の施業・管理を目的として信託することはできない。

民間の森林と財産区の森林を一緒に信託することが可能になれば、より広い面積に集積することができ、一体として森林の施業・管理を行うことが可能になり、以下(制度改革による効果)のとおり財産価値を高める効果が期待できる。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

令和5年度、基礎調査を委託している信託銀行から、市町村からの財産区の森林整備の信託要望に対応できるよう、地方自治法施行令第 169 条の6に規定する目的として、財産区の森林の管理・保全を対象としてほしい旨の意見があった。民有林の森林信託の事例は、岡山県西栗倉村において事例あり。

制度改革による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

商事信託としての森林信託は、森林の所有者に代わって森林の施業・管理を行う仕組みであり、信託法、信託業法等が適用される。信託期間中は、信託銀行が元の所有者に代わって森林組合や林業事業体等との契約手続きや収支管理を行い、必要経費を控除した利益を信託配当として元の所有者に分配する。

信託報酬などの費用は追加で必要になるものの、日常的な管理業務は受託者が行うため、現在の財産区管理委員や財産区に権利を有する者の負担を軽減しながら、荒廃を防ぎ財産価値を高めることが期待できる。

また、財産区の森林を周囲の民間の森林と一体で計画的に施業・管理を行うことによって、森林の収益性向上も期待でき、効果的かつ効率的な森林資源の活用と、産業振興・地域振興の推進が期待できる。

根拠法令等

地方自治法第 238 条の5第2項、地方自治法施行令第 169 条の6

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

滋賀県

—

各府省からの第 1 次回答

地方公共団体の財産は、その適正な管理を担保するため、貸付けや処分、私権の設定等の行為について一定の制限が設けられているところ、信託については、現行制度上、地方公共団体のうち普通財産である土地（その土地の定着物を含む。）及び有価証券のみ認められている。

このうち、土地の信託については、

① 信託された土地に建物を建設し、又は信託された土地を造成し、かつ、当該土地の管理又は処分を行うこと。

② ①に掲げる信託の目的により信託された土地の信託の期間の終了後に、当該土地の管理又は処分を行うこと。

③ 信託された土地の処分を行うこと。

を信託の目的とする場合に限り、行うことができるとされている。

御提案の森林の施業・管理を目的とした信託を可能とすることについては、民間活力の活用による財産の有効活用や財政負担の軽減が期待できる等のメリットがある反面、運用状況によっては信託終了後に債務を負担することとなるといったデメリットも考えられることから、関係省庁とも連携し、こうした地方公共団体への影響を踏まえつつ検討してまいりたい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

検討をするとの前向きな御回答をいただき、感謝申し上げます。

本提案の実現により、より広い面積で森林の施業・管理を行うことが可能となり、財産区を含めた森林が持つ財産価値を高め、より多くの森林を投資対象の資産とすることができると考えている。

森林信託導入は強制ではなく、財産区管理者が条件等を総合的に勘案し導入を判断するものであり、財産区管理者の持つ選択肢を広げることができる。

本提案の実現に向け、速やかに検討いただきたい。検討内容及びスケジュールについても、ご教示いただきたい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。

【全国町村会】

提案団体の意見を十分に尊重し、関係省庁とも連携のうえ、積極的に検討していただきたい。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

関係府省ヒアリングにおいて、提案を実現する方向で検討する旨の説明があった。全国市長会・全国町村会が

らも財産の有効活用や森林の適正な管理の観点から要望があることを踏まえ、本年度内の政令改正に向けて、速やかにご検討いただきたい。

森林信託を行った場合のデメリットに関する留意事項の周知については、具体的にどのような内容を想定しているのか、明らかにされたい。

政令改正を行った際には、森林を所有する財産区を含めて、丁寧に周知されたい。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 再検討要請

整理番号	237	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
(管理番号	237)			提案分野	02_農業・農地

提案事項(事項名)

農地法施行規則における第3種農地の判定基準の緩和

提案団体

藤枝市

制度の所管・関係府省

農林水産省

求める措置の具体的内容

市町村の裁量的判断により、都市計画マスタープラン、総合計画及び地域計画上の目標地図との整合がとれると認められる第1種農地について、第3種農地に変更できるようにすること。

具体的な支障事例

都市計画マスタープラン(都市計画法第18条の2に基づく市町村の都市計画に関する基本的な方針)において、高規格道路等を活用した新産業地と位置付けている市街化調整区域内にある農地について、企業等が求める敷地面積等に合致する農地の多くは、第1種農地であり農地転用に制限があるため、企業等から引き合いがあっても誘致の実現には至っていない状況である。また、第3種農地において開発許可申請があった場合、拒むことができず、個別の開発が進行してしまい、現存する第3種農地の残地が無く、自治体が意図するような産業を立地しづらい状況であることから、第1種農地に産業立地の可能性を求めたい。

そこで、自治体が定める都市計画マスタープランや総合計画と地域計画(農業経営基盤強化促進法第19条における地域農業経営基盤強化促進計画)で策定される目標地図の整合がとれると市町村が認める第1種農地については、第3種農地として取り扱うことができるようにしていただきたい。地域計画による農地の集約化等と都市計画マスタープラン等による適切な都市機能誘導を両立させることができ、集約化された優良農地の保全と都市機能誘導による地域産業の活性化、土地の乱開発防止や雇用の創出等につながると考えられる。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

交通インフラを活かして地方へ進出を検討している企業の引き合いに対して、市の都市計画・まちづくりの意向と合致しているにも関わらず、検討している土地に第1種農地が含まれていたため、誘致が叶わなかった。また、地権者等も高齢や後継者不在等を理由に土地利用の転換を希望しているが、第1種農地では転用が困難な状況である。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

民間投資の活性化、都市計画の適正な管理と優良農地の保全、新たな産業誘致による地域の持続性向上につながる。

根拠法令等

農地法第4条第6項第1号ロ
農地法施行令第7条、第8条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

利府町

○当町では駅周辺が第1種農地（農振・農用地）となっている。当該指定地域からの除外は非常にハードルが高く、交通条件有利地としてのポテンシャルを生かした市街化が困難な状況である。

各府省からの第1次回答

農地は、農業生産にとって基礎的資源であることから、農業公共投資を行った農地や集団的な農地を良好な状態で確保することが重要である。

このため、農地転用許可制度では、農地の優良性や周辺の土地利用状況等により農地を区分し、転用を農業上の利用に支障が少ない農地に誘導する仕組みとしている。

第3種農地は、市街地の区域内又は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地が該当し、転用許可が可能として扱うものですが、都市計画マスタープランや総合計画は必ずしも開発と農業上の土地利用との調整を経て策定されるものではなく、非農業的土地利用に転換することを前提としたものではないことから、第3種農地に該当するものとして扱うことは困難と考える。

また、地域計画の区域内の土地は農業上の利用を図ることを前提としているため、策定に際して開発の観点からの調整は行われたいものとする。

他方で、市街化区域への編入や、地域未来投資促進法のスキームを活用して、工場等を建設する場合には、地方公共団体の都市部局と農林水産部局があらかじめ事業計画の内容を確認し、優良農地の確保を前提とした土地利用調整が十分行われることから、農用地区域からの除外要件のひとつである農業用排水施設整備事業に係る事業完了後8年経過の不適用や第1種農地の例外許可などの特例が措置されており、このスキームを活用することで、ご提案の事業は実現可能と考えている。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

地域計画が都市的土地利用の観点での調整を行うものではないことは理解しているが、一方で、現在、農政担当部局が地域の皆様と話し合い、地域計画を策定している中で引き受け手が定まらない農地があり、農業者から都市的土地利用の転換を求められるなど、対応に苦慮している現状もある。

地域計画策定マニュアルでは、引き受け手の居ない今後検討等の必要な農地については、地域外を含めた引き受け手の調整を行う旨の記載があるが、一定期間以上引き受け手が定まらない農地については、荒廃農地を防止するためにも、無秩序な開発を防止する制限を設ける中で、第3種農地とする等の方策は検討できないか。

また、市街化編入や地域未来投資促進法などの活用については、どちらも一定程度以上の開発規模が必要と考えられる。そのような大規模な土地を必要とする開発は少数で、また、実行についても長期に渡る調査・検討期間が必要となるため、進出を希望する企業側とのスケジュールに折り合いがつかない事例もある。自治体としては、地域に新たな雇用や産業を産み出し、移住や定住を増やしていくことが持続性の向上に繋がることから、機を逃さないためにも新たな制度の必要性を感じている。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】
都道府県に与える影響を踏まえ、慎重な対応を求める。

【全国市長会】
都市自治体は、地域における雇用創出や所得向上に向け、食料安全保障の根幹となる農地の確保の重要性を認識し、農業振興も含めたまちづくりに取り組んでいる。今回の改正農振法等の運用に当たっては、農地の総量確保に拘泥することなく、地域の実情に応じた取組に十分配慮すること。

【全国町村会】

提案団体の意向を踏まえ、対応を検討していただきたい。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 再検討要請

整理番号	243	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
(管理番号	243)			提案分野	02_農業・農地

提案事項(事項名)

4ha 超の農地転用許可における農林水産大臣への協議の廃止

提案団体

栃木県

制度の所管・関係府省

農林水産省

求める措置の具体的内容

平成 28 年4月に施行された「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(第5次地方分権一括法)」によって「4ha 超の農地転用許可は、国協議を付した上で都道府県に権限移譲する」ことになり、その条文内では「当分の間、(略)農林水産大臣に協議しなければならない」となったが、施行から相当期間経過しており、実効性にも乏しいことから、国協議は廃止すべきと考える。

具体的な支障事例

4ha 超の農地転用許可については、農地法附則により農林水産大臣に協議を行っているものの、実際の協議の際も、県での審査内容の確認が主であることから、実効性に乏しい。
また、標準処理期間が概ね1週間と定められているが、実態として法定協議前の農政局との事前協議を行うことが慣例となっており、比較的順調に協議が進んだとしても、数週間(標準処理期間と合わせると1か月弱)かかり、迅速性に欠ける。
地方自治体の主体性確保とともに、行政における事務の効率化を図るうえで、国協議は廃止すべき。
参考
「申請件数(直近3年間)」
・2件(令和5年…2件、令和4年、令和3年…0件)

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

申請者からは、できるだけ早く協議を終了し、許可が出ることを望む声が多い。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

農林水産大臣協議が廃止されることで、土地の利活用に係る地方自治体の主体性の確保及び事務の効率化と迅速化が図られる。

根拠法令等

農地法附則第2項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

宮城県

—

各府省からの第1次回答

4ha 超の農地転用は、平成 28 年の第5次分権一括法において、地域における土地利用の方向付けが反映されるよう、より現場に近い地方公共団体が担う役割を拡大することが求められていたことを背景に、都道府県知事が適切な判断を行うための知見を蓄積するまでの当分の間、農林水産大臣との協議により適切な事務の執行が担保されることを前提に、移譲されたものである。

なお、この当分の間については、特に期間を定められたものではなく、都道府県知事等の事務処理の状況を踏まえて判断することとなるが、令和4年・5年の状況を見ると、現在でも、協議や事前相談において、許可基準適合性の判断の妥当性に係る疑義、根拠資料や申請書類記載事項の不備等が確認され、年間約 30 件の協議案件に対して約 80 回程度(1件当たり2回以上)の指摘・助言等を行っている。なお、国としても標準処理期間に従って、迅速な処理に努めているところ。

また、世界の食料需給の不安定化や国内の農地面積及び農業者の減少が進む中、将来にわたる国民への食料の安定供給に向け、今通常国会において、国の関与を強化しつつ農地を確保するための農業振興地域の整備に関する法律等の改正を行ったところであり、当該協議を廃止することについては慎重な検討が必要と考える。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

第1次回答にある「現在でも、協議や事前相談において～指摘・助言を行って」る点については、標準処理期間に従い迅速な処理をする上で、指摘・助言等の対象となる修正事項の発生はあり得ることであるが、農地法の趣旨を踏まえ都道府県知事許可の事務処理を現在まで適切に行ってきており、農地転用許可基準を逸脱し、結果として協議が成立しないような指摘・助言事案はないと思料する。致命的な瑕疵がないのであれば、より迅速な事務処理を図るという観点からも、農林水産大臣協議を廃止すべき時期にきていると思料する。

また、当該協議は、平成 28 年度から令和3年度の全国の件数が 297 件に上り、十分実績が積み重ねられていると考える。仮に農林水産大臣への協議の廃止が困難であるというのであれば、どのような状況となれば可能となるのか、その判断基準と廃止までの見通しを教示されたい。

なお、食料の安定供給に必要な農用地等の確保を目的とした農業振興地域の整備に関する法律等の改正の趣旨は十分理解するが、本県で提案する農林水産大臣への協議廃止の本旨は、二重審査の廃止による農地転用許可事務処理の迅速化であるため、協議廃止に慎重な検討を必要とする理由とはならないと考える。

地方分権の趣旨に則れば、4ha 超の農地転用許可についても、地方の自治事務として都道府県に委ねるべきと考える。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

当該協議については、地方分権改革推進委員会第3次勧告の趣旨を踏まえ、廃止すべきである。

また、農地法制の見直しに当たっては、これまで進められてきた地方分権の経緯を踏まえつつ、地方公共団体の自主性・自立性に配慮した対応を行うよう求める。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 再検討要請

整理番号	244	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	×	提案区分	A 権限移譲
(管理番号	244)			提案分野	02_農業・農地

提案事項(事項名)

農地貸借に係る促進計画の認可・公告に係る事務権限の市町村への移譲

提案団体

栃木県、群馬県

制度の所管・関係府省

農林水産省

求める措置の具体的内容

「農地中間管理事業の推進に関する法律」(以下「法」)の改正により、県が農地貸借に係る促進計画の認可・公告を行わなければならないと規定された。
促進計画の認可・公告については、地方自治法第 252 条の 17 の2において市町に権限移譲ができるものとされているが、農業者へ速やかな権利設定を進めることを考慮すると、認可・公告に係る事務権限を市町村に一律に移譲するよう法の改正を要望する。

具体的な支障事例

法改正に伴い、農地の権利設定手続きは促進計画(農地バンク事業)へ一本化され、令和7年度以降、毎年 20,000 件程度の権利設定が農地バンクの手続きとなることが想定される。
この認可・公告をすべて県が行う場合、県の事務量が増加するほか、申請から認可・公告までの期間が長期化し、農業者の速やかな権利設定ができなくなるデメリットが想定される。
一方、市町が認可・公告を行うこととすれば、これまで市町が行ってきた認可・公告と同様に事務を行うことができるほか、地域計画の変更など不測の事態への対応がしやすくなるため、権利設定に要する期間の短縮を図ることができる。
権限移譲を行う場合にも手続きに時間を要することから法改正を行うことが望ましい。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

各市町村が地域計画に基づく農地の権利設定手続きを迅速に実施することが出来るほか、県の事務量の大幅な増加を抑止し、県と市町村間の適正な事務分担が実現する。

根拠法令等

農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第1項、第7項
農業経営基盤強化促進法等一部改正法附則第5条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

宮城県、埼玉県、東京都、神奈川県、長野県、奈良県、徳島県、高知県

○当県では各市町村と協議を行い、農業者等の利便性の向上、事務処理の迅速化及び効率化等の観点から権限移譲を推進しているが、対象となる市町村の一部にしか移譲できておらず、市町村の受入れ可否の判断によって対応が異なるのは、農業者にとって不利益になると考える。また、県の事務量が增大することへの対応として、やむを得ず、一定の申請受付期間を定める等の検討をしており、権利設定までの期間が長期化することが予想される。

○当県では1町のみ権限移譲済み。今後権利設定の事務処理をしていくにあたり市町村ごとに対応が異なることにより余計な手間が発生することが懸念される。市町村にとっては従来の権利設定に係る業務と同程度の内容であることから、全県一律の対応とするよう市町村へ一括移行する法改正を行うことが望ましい。

○農林水産省は市町村移譲を推奨しているのであれば、認可権限を市町村長と定めることが妥当である。農地法の3条の許可は市町村事務であるので、知事許可では業務が重複する。当自治体の事務が2倍以上に増加することが見込まれる。

○市町村への権限移譲を推進しているが、令和7年度以降の権限移譲を希望している市町村は、令和6年3月末現在で、対象となる61市町村中11市町のみ（令和7年4月移譲希望：8、令和8年4月移譲希望：1、未定：2）であり、事務に係る期間の短縮が図られない市町村が多数存在する事となる。

各府省からの第1次回答

農地の集約化等を進めていくためには、相対の貸借を重ねても予定調和的に集約化等を実現するのは困難であることから、令和4年度に改正した農業経営基盤強化促進法等（以下「令和4年度改正基盤法」という。）により、これまで市町村が作成していた農用地利用集積計画と農地バンクが作成していた農用地利用配分計画を統合し、農地バンクが策定する農用地利用集積等促進計画に一本化したところ。

これまでも農地バンクを経由した権利設定については、農地中間管理事業の推進に関する法律（以下「法」という。）に基づき都道府県知事が定める農地中間管理事業の推進に関する基本方針及び農地バンクが都道府県知事の認可を受けて定める農地中間管理事業の実施に関する規程に適合することを要件としていることから、法は都道府県知事の認可・公告としているところであり、令和4年度改正基盤法の趣旨を踏まえても、一律に市町村に当該権限を移譲することはできない。

一方で、令和4年度改正基盤法以降、利用権の再設定（更新）や地域計画に位置付けられた者への設定時の添付書類の省略等の事務の簡素化を行っているところであり、引き続き、令和4年度改正基盤法の本格施行（令和7年4月1日）後の状況も踏まえて、事務の簡素化等に努めてまいりたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

当県では、全ての市町村に対し、事務処理特例制度による権限移譲（以下「権限移譲」という。）が概ね順調に進む見込みであるが、権限移譲には市町村との調整、条例の制定など多くの事務処理と調整を行うための時間及び労力を要する。また、都道府県の事情により権限移譲が進まないことも考えられる。

今回の法改正により、県の事務量が増加することは明らかであり、申請から認可・公告までの期間が長期化し、農業者の速やかな権利設定ができなくなるデメリットも想定される。そのような観点から、農地中間管理事業の推進に関する法律等において、都道府県と市町村がこれまでの事務量と大幅に変わらないよう、すなわち農業者の権利設定に時間がかかるなどの不利益をもたらさないよう、円滑な権限移譲や事務の効率化に配慮いただくと共に各自治体の意見にも丁寧に対応しながら施行に向けた取組を進めていただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【埼玉県】

農用地利用集積等促進計画による貸借の手続は、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画による貸借と比較して、約2か月多く時間がかかるため、農業者から不満の声があがっている。

一方、都道府県が行う農用地利用集積等促進計画の認可・公告事務に係る権限を市町村に移譲することで期間短縮を図ることが可能であるが、現行の制度では、市町村の権限移譲の有無により農業者の利便性に差異が生じ、公平ではない。

ついては、農用地利用集積等促進計画の認可・公告事務に係る権限を市町村に一律に移譲する法改正をあらためて要望する。

上記要望が困難な場合、現行の制度による権限移譲を促進するため、権限移譲を受けた市町村に対する十分な予算措置を行うとともに、農用地利用等集積等促進計画への一本化に伴い、今後、農地中間管理機構の事務が増加するため、県及び同機構に対する事務の増加に応じた予算措置をお願いしたい。

【奈良県】

農用地利用集積等促進等計画に一本化されたことにより、農地バンク・県の事務量が増大することが懸念されることから、事務の簡素化の検討を引き続き願いたい。また、農地中間管理事業等の関連予算の継続的な確保も併せて要望する。

【高知県】

事務の簡素化はもとより、あわせて市町村へ認可・公告事務を移譲することで、膨大な権利設定の手続き業務の早期の処理が可能になるため、引き続き法改正を求める。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

まちづくり・土地利用規制等の地域の空間管理に関する事務について市町村への移譲を進めることとするとの地方分権改革推進委員会第1次勧告を踏まえ、提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 再検討要請

整理番号	282	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
(管理番号	282)			提案分野	02_農業・農地

提案事項(事項名)

家畜伝染病予防法における対象家畜の明確化

提案団体

埼玉県

制度の所管・関係府省

農林水産省

求める措置の具体的内容

家畜伝染病予防法の対象家畜について、法令で定めること。
法的位置づけが難しい場合には、通知等で明確化すること。

具体的な支障事例

【現行制度について】
家畜伝染病予防法では、家畜の伝染性疾病について、その発生を予防し、及びまん延を防止するため、法の対象となる伝染性疾病と当該伝染性疾病ごとに対象とする家畜の種類について、法第2条、同法施行令第1条、同法施行規則第2条により規定されている。
そのうち、家さんとしては、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥の7種類が規定されているが、令和4年度の高病原性鳥インフルエンザ発生事例においては、エミューをだちょうとみなし、法に基づく殺処分などの措置が実施されている。
国は、「家畜防疫互助基金支援事業への協力依頼等について(平成 29 年6月 20 日付け農林水産省消費・安全局動物衛生課課長補佐事務連絡)」の別記により、農場で飼養されている鳥種の家畜伝染病における対象家畜への該当性として、エミューがだちょうに、マガモ・ガチョウ等があひるに該当すること等を例示し、それをもって根拠としている。

【支障事例】
マガモ、ガチョウは、生物分類上あひると同じ目科だが、エミュー(ヒクイドリ目ヒクイドリ科)とだちょう(ダチョウ目ダチョウ科)では目科が異なり、エミューをだちょうとみなすのは無理があると考える。
エミューが高病原性鳥インフルエンザの感受性動物として重要なことは理解できるが、生物分類上も法的根拠としても飼養者を納得させることが難しく、指導に支障をきたしている。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

県内の一部エミュー飼養者に対し、「みなし家さん」として家畜伝染病予防法に基づく定期報告の提出を求めたが、法的根拠がないという理由で提出を拒まれる事例があった。
万一、当該農場で高病原性鳥インフルエンザが発生した場合には、農場における防疫措置に着手できない恐れがあり、周辺農場への影響が懸念される。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

提案の実現により県行政の適正化につながる。

根拠法令等

家畜伝染病予防法第2条
家畜伝染病予防法施行令第1条
家畜防疫互助基金支援事業への協力依頼等について(平成 29 年6月 20 日付け農林水産省消費・安全局動物衛生課課長補佐事務連絡)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

千葉県、東京都、鳥取県、福岡県、熊本市

○家畜伝染病予防法は所有者の財産処分を可能にする法律であるから、対象家畜およびその根拠を明記しておくべきである。

各府省からの第1次回答

エミューを家畜伝染病予防法の対象家畜として明確化することを検討する。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

提案内容を受け止めていただいたこと、感謝申し上げます。
ついては、今後の検討スケジュールをご教示いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】
提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 再検討要請

整理番号	283	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
(管理番号	283)			提案分野	02_農業・農地

提案事項(事項名)

家畜防疫員の旅費に係る精算方法の見直し

提案団体

埼玉県、愛知県

制度の所管・関係府省

農林水産省

求める措置の具体的内容

家畜防疫員の旅費について、派遣元が直接国に請求できるようにすること。
要請側の業務負担軽減のため、防疫業務手当や時間外勤務手当などについては、派遣元が負担すること。

具体的な支障事例

家畜伝染病予防法第 48 条の2第1項に基づく要請により、他の都道府県に家畜防疫員を派遣した場合、同条第3項により派遣に伴い要する費用(旅費等)は要請側が支弁することとされている。同条第4項により派遣側が一時繰替え支弁を行う場合がほとんどだが、要請側は派遣元自治体若しくは派遣者毎に精算事務が発生し、業務負担が増大する。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

他県へ派遣した家畜防疫員の旅費等については、派遣先自治体の防疫対応が落ち着いてからの精算事務となり、算定根拠等の確認において派遣先、派遣元相互の事務が発生することから、旅費等の額の確定、派遣者への支払に時間を要する。
また、派遣先自治体においては、派遣を受けた他県の家畜防疫員の旅費等を合算して国予防費負担金の申請事務を行うこととなり、時間と労力がかかり過ぎている。

制度改革による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

提案の実現により行政の負担軽減につながる。

根拠法令等

家畜伝染病予防法第 48 条の2、第 60 条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

青森県、兵庫県

○派遣要請側は、防疫措置に関わる業務を行いながら、派遣者の所要経費の取りまとめ及び支払い作業を行っているため、業務軽減の必要性を感じる。

派遣側としても自県で要した旅費を予防費の実績として報告することで、急ぎとりまとめを行う必要がなくなる。

各府省からの第1次回答

一般的には家畜防疫員は、任命された都道府県内において権限を行使するものであり、家畜伝染病予防法第48条の2第1項に基づく要請により派遣された家畜防疫員は、他の都道府県知事の指示又は命令の下で権限を行使するようになる。

この点、家畜伝染病予防費負担金として交付される家畜防疫員の旅費については、伝染病の発生があった都道府県が、防疫措置のために必要な経費として国に申請するものであり、派遣を要請した発生都道府県から申請いただくべきものと考えている。

また、旅費の支弁については要請側による支弁と派遣元による一時繰替え支弁を使い分けることが可能であるため、都道府県間で連携し、手続きの簡素化に努めてもらいたい。なお、ご提案のとおり派遣元からの申請を可能とした場合、派遣元において申請業務等の事務負担が発生することが予想される。

あわせて、都道府県防疫業務手当及び時間外勤務手当についても、派遣された家畜防疫員の勤務実態等を正確に把握可能である派遣先都道府県において適正に支給するものと考えている。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

鳥インフルエンザを始めとして特定家畜伝染病は、毎年のように発生しており、その発生可能性についてすべての都道府県が等しくリスクを持っている。埼玉県においては、平成30年度から令和4年度までの5年間で職員を10人前後派遣し、令和元年には派遣先ともなっている。

ひとたび特定家畜伝染病が発生すれば、発生自治体は防疫措置に多大な労力を費やすことになる。防疫措置に要する経費の中で、家畜防疫員の派遣に係る旅費等の額は少額であることに比して事務処理は煩雑である。これらの経費を適正に支給すべきことは言うまでもないが、派遣先都道府県から防疫措置従事状況の情報を受けければ、派遣元都道府県において適正に支給することは可能であると考ええる。

第1次回答で指摘されているとおり、派遣元都道府県において、申請業務に係る事務その他の負担が発生する提案であることは承知しているが、都道府県相互に負担を分かち合っている現状を踏まえ、発生自治体に集中する事務負担の軽減を図る観点から再考いただき、要綱等の所要の変更をご検討いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

他の都道府県に与える影響を踏まえ、慎重な対応を求める。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 再検討要請

整理番号	284	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
(管理番号	284)			提案分野	02_農業・農地

提案事項(事項名)

家畜以外の飼養動物に係る都道府県知事の防疫措置命令を可能とすること

提案団体

埼玉県

制度の所管・関係府省

農林水産省

求める措置の具体的内容

家畜伝染病予防法(以下「家伝法」という。)第5条第3項により検査を実施した家畜以外の飼養動物(高病原性鳥インフルエンザの場合であれば、飼養鳥)について、家畜伝染病のまん延防止のため必要がある時(隔離等の適切な飼養管理ができない、と家畜防疫員が判断した時)は、殺処分等防疫措置に係る命令を可能とする規定を新設すること。

具体的な支障事例

家伝法は、家畜の伝染性疾病的発生を予防し、及びまん延を防止することにより、畜産の振興を図ることを目的としている。

同法第5条第3項では、「都道府県知事は、(中略)家畜以外の動物が第2条第1項の表の上欄に掲げる伝染性疾患にかかり、又はかかっている疑いがあることが発見された場合において、当該伝染性疾患が当該動物から家畜に伝染するおそれがあると認めるときは、当該都道府県の職員に当該動物についての当該伝染性疾患の発生の状況等を把握するための検査を行わせることができる。」とされている。

この条文では、野生下・飼養下に関わらずすべての家畜以外の動物が同項の対象であるように解釈できる。しかし、現行の家伝法では、家きん以外の飼養下にある鳥類(以下「飼養鳥」という。)について、法に基づき検査が実施できるにも関わらず、その結果、感染が確認された場合の殺処分等防疫措置などの対応については規定されておらず、家畜に伝染するおそれがあると認める場合においても、必要な防疫措置が行えない。

なお、家きん以外の飼養鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応については、環境省により「動物園等における飼養鳥に関する高病原性鳥インフルエンザの対応方針(以下「指針」という。)」として整理されているところである。

指針では、「感染した飼養鳥」又は「感染疑い飼養鳥」の殺処分若しくは治療の判断は、隔離(留意事項3参照)が可能で十分な治療体制を確保できるか検討し、治療を行うことは感染拡大のリスクが否定できない行為であることを十分に理解した上で、担当獣医師の所見を踏まえ、展示施設の管理者が判断する。」とされている。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

令和4年度に県内の動物園で高病原性鳥インフルエンザが確認された。

この事例では、高病原性鳥インフルエンザの感染が確認された飼養鳥と同一エリアで飼育していた、家きん以外の鳥類についても、感染のおそれがあることから、動物園が自衛殺を実施したが、あくまでも管理者の判断に委ねられている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

提案の実現により、伝染性疾病への感染が確認された飼養鳥についても、殺処分等が可能となり、家畜へのまん延をより実効的に防止できるようになるなど、行政の適正化につながる。

根拠法令等

家畜伝染病予防法第5条第3項、第16条、第17条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

さいたま市

—

各府省からの第1次回答

家畜伝染病予防法は畜産の振興のため、家畜伝染病のまん延防止に必要なやむを得ない措置として、家畜に限定して殺処分を求めている。

一方、動物園の飼養鳥等は、恒常的な出荷や素畜の導入等の流通は行われておらず、一般的には個体毎に管理されていると考えられるところ、その飼養形態を踏まえれば、動物園の飼養鳥等から家畜伝染病がまん延するおそれは低いと考えられることから、殺処分という財産権の制約を伴う措置を求める必要性が低いと考える。

また、家畜以外の動物が鳥インフルエンザ等の伝染性疾病にかかっていることが発見され当該疾病が家畜にまん延するおそれが高い場合や家畜以外の動物における鳥インフルエンザ等の伝染性疾病のまん延による当該病原体の拡散を防止する必要があるときは、同法に基づき、場所・モノ・車両等の消毒及び通行制限（第10条、第25条の2）、注射・投薬（第31条）等の防疫措置を行うことが可能であるため、殺処分を求めずとも、家畜以外の動物に起因する家畜伝染病のまん延は防ぐことが可能である。この点で、御提案の、「家畜に伝染するおそれがあると認める場合においても、必要な防疫措置が行えない。」は事実誤認である。

なお、ご提案のように、仮に飼養動物について、家畜防疫員の判断で殺処分可能との規定を新設するのであれば、所有者には、家畜伝染病の発生予防・まん延防止措置のため、同法に定める飼養の報告、飼養衛生管理基準遵守、患畜等の通報等が求められ、これらの指導等も必要と考えており、実効性の観点からも極めて困難である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

「動物園の飼養鳥等から家畜伝染病がまん延するおそれは低い」とされる一方、動物園で飼養されている家さんは、家伝法による殺処分の対象となる。動物園で飼養されている家さんは、他の飼養鳥と飼養条件は同じであるにもかかわらず、このような対応の差が生じており不合理である。

動物園等における飼養鳥に関する高病原性鳥インフルエンザへの対応指針（以下「指針」という。）において、動物園での飼養状況として、「野鳥との接触を防ぐことが困難な飼養環境（野外の池等）」が想定されている。このような環境では、野鳥から動物園の飼養鳥等への感染のリスクは高いと考えられ、指針においても日頃から監視を求めている。

このため、家さんへ家畜伝染病がまん延するおそれは低いとは言えないと考える。

動物園の家畜以外の飼養鳥等で高病原性鳥インフルエンザが発生した場合等において、飼養者（管理者）の自主的な判断に委ねるのではなく、都道府県がその施設のまん延防止対策の確認を行った上で、対策が不十分であった場合には殺処分等の実施を判断する必要があると考える。

ついては、その施設のまん延防止対策が適切に出来ていない場合は、家畜防疫員の判断で適切に防疫措置（必要に応じて殺処分）が行えるよう、家畜以外の飼養鳥等についても、家伝法に基づき必要な防疫措置が行えるように明記していただきたい。また、家伝法に基づく殺処分を規定することが難しい場合は、家畜以外の飼養鳥等の飼養者に対し、自主淘汰を要請することができるよう整理されたい。

なお、指針には、動物園等で飼育されている家さんについては家伝法に基づく対応が規定されているが、家さん以外の飼養鳥についてはその規定がない。上記防疫措置の明記とあわせて、指針の内容についても、環境省との調整を行っていただきたい。

各府省からの第１次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

動物園等の飼養動物における一般的な飼養形態を踏まえれば、家畜伝染病が家畜にまん延するおそれは低いとしても、飼養形態によっては、まん延リスクがあるため、セーフティーネットとして、家畜以外の飼養動物に対する殺処分等の防疫措置命令を可能とすべきではないか。

家畜以外の飼養動物について、「場所・モノ・車両等の消毒及び通行制限」、「注射・投薬」等の防疫措置が可能であるため、「殺処分を求めずとも・家畜伝染病のまん延は防ぐことが可能」との点については、これらの防疫措置だけでは、家畜へのまん延を完全に防止することはできないのではないか。

殺処分を可能とする規定を新設とした場合に、殺処分以外の義務を課すことは「実効性の観点からも極めて困難である」との点については、家畜以外の飼養動物については、発症後の義務・権限に限りて規定するなど、合理的な差異はあってもよいのではないか。